

第四部 社會事業

	概 說……………	四七五
	第一篇 社會事業行政……………	四七五
第一章	社會事業行政一般……………	四七五
第二章	私營社會事業の統制……………	四八一
第三章	私營社會事業の經費と其の獎勵助成……………	四八二
第二篇	社會事業施設……………	四八六
第一章	救護事業……………	四八六
第二章	失業者保護事業……………	四九〇
第三章	經濟的保護事業……………	五〇〇
第四章	司法保護事業……………	五〇四
第五章	醫療保護事業……………	五〇五
第三篇	兒童保護事業……………	五〇九
第一章	妊産婦並に乳幼兒保護事業……………	五〇九
第二章	貧兒保護事業……………	五二二
第三章	少年職業紹介並に指導……………	五二四
第四章	不良兒保護事業……………	五二六
第五章	病弱兒保護事業……………	五二八
	第四篇 社會教化事業……………	五三〇
第一章	總 說……………	五三〇
第二章	社會教育……………	五三三
第三章	教化事業……………	五三五
第四章	融和事業……………	五三八
第五篇	社會事業に關する調査……………	五三〇

表計統(業專會社) 部四第

第一表 社會事業費統計

第八表 少年審判所保護處分統計

第二表 職業紹介統計 (昭和四年)

第九表 圖書館統計

其一 職業紹介所經營主體別數

第十表 青年團府縣別統計

其二 紹介數月別表

其三 紹介者業態別表

其四 俸給生活者紹介數月別表

其五 日傭労働者紹介數月別表

第三表 住宅統計

其一 住宅組合調

其二 共同宿泊所調

其三 借地借家調停件數月別表

第四表 公益市場統計

第五表 公益質屋貸付統計

第六表 公設食堂統計

第七表 公設浴場統計

概 説

昭和四年に於ける我國社會事業には、特に注目すべき二つの事項を持つ。一は、我國社會事業界の多年の懸案であつた救護法が、第五十六議會を通過し公布に至つたことである。救護法は今日迄に既に制定せらるべくして、然も種々の事情のためにその實現が遅れてゐたものである。未だその實施には至らないが、しかし法律として兎も角實現したことは、社會事業法制上特筆すべきであらう。他は失業問題の對策として、社會政策審議會に對する諮問、事業調節委員會の創設、失業救濟事業の範圍擴張、同事業運營方法の改善、知識階級失業者授職施設の實施、全國失業者數の推定調査等失業防止救濟の實際的方面に於ても異常なる進展を示したことである。かく失業問題が社會事業の王位に君臨するに至つた所以は、大戰後打續く財界の不況を特に昭和四年の不景氣、之に照應する資本家的産業合理化の結果による失業群の増大と深刻化に歸因する。

この他、農村住宅改善計畫の基礎調査の進捗、社會事業調査の答申による社會事業體系の全的確立、一般社會事業に於て、社會事業の中央及府縣單位聯盟のみならず、特に地方的（例へば西日本、近畿、東北の如き）聯盟の成立したること、

私設社會事業の經濟上の理由から經營難を訴ふるものが相集つて二三府縣に私設社會事業聯盟を結成するに至つたこと、社會事業界に於て斯業に關する學的研究の氣運が漸次勃興し來れること及び救護法實施要望の聲が一般輿論として高まり來れること等々は注目すべきことであらう。

第一篇 社會事業行政

第一章 社會事業行政一般

一 社會事業行政機關の管掌事務

社會事業行政事務は、主として中央に内務省社會局社會部に、地方道府縣に學務部社會課に、而して主要都市にも社會課を設けて、夫々事務規定に従つて管掌されてゐる。

社會局に於ける社會部の管掌事務は左の如くである。

内務省社會局社會部分掌事務

保護課 一、罹災救助窮民救助其他賑恤救濟に關する事項。二、軍事救護に關する事項。三、感化院に關する事項。四、兒童保護に關する事項。五、他課に屬せざる社會事業に關する事項。六、震災救護殘務に關する事項。

福利課 一、住宅の供給改善に關する事項。二、公設の浴場、質屋及簡易食堂、宿泊所其他福利増進に關する事項。三、社會教化事業に關する事項。

職業課 一、職業紹介その他失業の救済及防止に関する事項。二、失業保険の調査に関する事項

道府縣の社會課に於て所管する事項は、地方の社會事業の監督指導、窮民救助その他賑恤救済、軍事救護、行旅病人並行旅死亡人取扱、兒童保護、感化事業、公益住宅及住宅組合、公益質屋、浴場、市場、食堂、簡易宿泊所、融和事業、生活改善、勤儉獎勵、社會教化、職業紹介並に失業の救助防止、移植民の保護獎勵等に関する事項である。

又都市社會課、特に大都市の社會課に於ては、近時公私社會事業の勃興に伴うて、其の管掌する事務並に其の事業施行の範圍が次第に擴張されて來た。現今市營事業の主要なるものを挙げれば、窮民救恤、救療、職業紹介、公設質屋、公設市場、簡易食堂、簡易宿泊所、託兒所、兒童相談所、産院住宅供給、隣保事業等を數へることが出来る。

1 學務部長會議に於ける内務大臣の

訓示概要、指示

内務大臣の訓示概要——我邦現下の社會状態を省察するに時勢の推移と經濟の發展とに伴ひ各種の社會問題は都鄙を通じて愈々繁きを加へ之が匡救を目的とする各種社會政策の實行を圖るは方に當今に於ける喫緊の要務たるに至れり。政府が曩に社會政策確立の爲新に機關を設けて當面の重要問題を附議し其の決定を見たるものに就ては銳意最善の措置を講じ各般の防貧並救貧制度の整備充實を圖り以て大に國民

生活の安定に資する所あらむとするもの亦之に外ならざるを以て各位は能く政府の意圖の存する所を諒とし中央の施設と相應じて地方の實情に適切なる計畫を樹立し斯業の健全なる發達に力を致されむことを望む。

財政の整理緊縮を圖ると共に一般國民の自覺奮起を促し以て消費節約勤儉力行の美風を興すことの現時の世局に鑑みて極めて切要なる所以は地方長官會議の際既に之を訓示せる所あり。政府は經濟界の實情益々公私經濟緊縮運動の緊切なるを感じ曩に公私經濟緊縮委員會を設けて本運動に関する計畫要綱を定め之が實施に関する大綱を示す所あり。地方に在りても既に着々之が具體的施設を講ぜられつゝあるを信ずるも今之が實施に關し必要なる事項を擧げて特に各位の留意を煩はさむとす。即ち本運動は普く國民の理解と共鳴とを基調とする國民的運動たらしむべきこと其の一なり。刻下焦眉の難局に處すべき運動として最も急速敏活に之が趣旨の徹底を圖るべきこと其の二なり、中央地方相呼應して眞に組織統制ある舉國的運動たらしむべきこと其の三なり、是等の諸點は本運動の實効を收むるに於て缺くべからざるの要件たるを以て、各位能く政府の意を體し周到なる用意の下に夫々地方の實情に應じ適切有効なる計畫を樹て生氣ある運動として公私經濟緊縮の具體的實効を收むるに勉められむことを切望す。

因襲的差別觀念を廢除して國民の諧和協調を圖るは現下の社會事情に照し彌々緊切の度を加へたり。各位は深く意を致し以て國民融和の實績を擧ぐるに力を致されむことを望む。

失業の防止並救済は我國現下に於ける最も重要なる問題の一にして

政府は常に之が根本對策の樹立に腐心すると共に當面の失業問題に對し目下銳意畫策中に屬す。各位は失業者の保護に關し職業紹介機關との聯絡を密にし管内の狀況に應じ機宜の措置を講ぜられむことを望む。以上は各位の所管に屬する當面主要の事項に關し所見の一端を披瀝せるに過ぎず。願ふに各位の任務とする國民の風化と教育とは國家活力の源泉をなすものにして、其の使命の殊に重大なるは敢て言を俟たず。今や内外多端の時局に直面して國を擧げて緊張事に當り放縱を排し倦怠を去り一意報効を期すべきの秋幸に各位の益々奮勵其の職司に盡くし以て大に邦家の進運に寄與するあらむことを望む。

指示 ▲罹災救助基金支出規則に關する件——罹災救助基金法に依る支出規則は現時の社會事情に適合せざるもの少なからず。之れが改善に關しては曩に屢々指示する所ありたるも未だ改正せざるものあるを以つて是れ等の向は速かに相當改正を加へ以つて救助の徹底を期せらるゝやうされたし。▲不良少年の保護教養に關する件——不良少年の保護教養に關しては常に留意せらるゝ所なるべきも不良少年は其の性行不良化するに従ひ感化至難となるを以つて之れが早期發見に勉むると共に不良少年の性能疾病等に關する鑑別調査關係職員の優遇、關係官廳との連絡等に就き一層の努力を致し感化事業の充實を期せられたいし、▲方面委員に關する件——近時方面委員制度は殆んど全國に普及するに至り、殊に救護法實施の曉に於いては同法に依る委員として須要なる救護機關たるべきに拘はらず、其の内容未だ整備せざるもの尠なしとせず。然るに現下經濟界の不況に伴ひ貧困者漸増の傾向に在り、之れが救護に關しては方面委員の活動に俟つべきもの益々多きを加ふるを以つて各位は能く社會の實相に察し該制度の普及充實に一層

努力を致されたし。

▲社會事業統計に關する件——近時各種社會事業の普及に伴ひ其の狀況を詳にし且將來事業の發展を圖らんが爲には社會施設に關する統計及社會狀態に關する基礎調査の完備を必要とするは言を俟たず。然るに往々にして之を輕視する向あるは遺憾とする所なり。各位は常に斯種統計事務の刷新に留意せられ内務報告例其の他の報告期限を嚴守するは勿論記載上の遺漏なきを期せられたし。▲公益質屋の經營に關する件——昭和四年五月末現在に於ける公益質屋の數は百二十九箇所にして其の貸付資金額三百二十九萬餘圓に達し尙増加の趨勢に在り現在公益質屋の多くは最近の設置に係り且つ公益質屋の業務に付ては貸付資金の運用質物の評價其の他特に留意を要するもの少からざるを以て之が經營に關しては細心の注意を拂ひ運營其の宜しきを制せざるべからず。各位は能く公益質屋經營の實際を査察し一層之が指導誘掖に勉め以て公益質屋の健全なる發達を期せられたし。▲公私經濟緊縮運動に關する件——公私經濟緊縮運動に關する計畫要綱の決定並に之が實効を收むべきことに關しては曩に本月十六日依命通牒ありたるを以て各地方に於ては其の實情に應じ夫々適切なる計畫の下に之が施設を進められつゝあることゝ信ずるも各位は右通牒の趣旨に依り左記各項了知の上急速敏活に本運動の成果を收むるに努められたし。

(一)公私經濟緊縮運動に關する印刷物(パンフレット、リーフレット等)は逐次送付すべきに付其都度速かに適當の向へ配布すること。
(二)公私經濟緊縮運動に關する統計圖表を作製配付すべきに付地方に於ける展覽會講演會等の際充分利用せらるゝこと。(三)優良なる國產品及外國品に代用し得べき國產品の種類品目等は可成速かに之を通知

すべきに付之が使用を一般に奨励せられ度きこと。(四)導府縣等主催の下に主要地に於て講演會を開催し公私經濟緊縮運動の趣旨の徹底を圖ること特に主要都市に於ては可成九月中に指導者階級を主とする講演會を開催すること。(五)前項講演會の開催に付ては隣接道府縣に於て豫め講演日時を打合せ講師の出張に便ならしむる様決定すること。

(六)講師の派遣は相當の餘日を置き申請せられたし尙派遣講師の手當及旅費は社會局に於て負擔す。(七)公私經濟緊縮地方委員會決定事項並に該運動に關する施設事項は可成速かに報告すること。▲少年職業指導に關する件——輓近少年の職業指導は著しく社會の注意を喚起し一般の理解を増し來れるは甚だ賀すべき現象なるも之が本旨の徹底具體的施設の普及等に關し尙遺憾の點少なからず更に少年職業指導上最る緊要なる小學校と職業紹介機關との聯絡提携に付ても未だ充分ならざるものあるを以て各位は職業指導の重要性に鑑み以上の諸點に付一段の努力を致されたし。▲失業狀態調査に關する件——失業の防止並に救済に關し具體的計畫を樹立する爲には失業の狀況を知悉するの要あり之に關し可及的正確なる資料を得ることは我國現下の狀勢に鑑み其の必要特に切なるものあるを以て各位は職業紹介所を始め其の他關係諸方面に就き管下に於ける失業狀況を知悉するに勉め以て適切なる對策の樹立に資せられたし。

2 六大都市社會事業協議會

第三回六大都市社會事業協議會は四月二十六、二十七日の兩日京都市公會堂に於て開催。協議事項は左の通りである。

協議事項——(一)救護法に依る救護の實施に關する件。(二)救護法施行に就て豫め調査研究すべき事項に關する件。(三)救護法運用に關

する件。(四)住宅問題に對する今後の對策に關する件。(五)住宅組合即成に對する將來の方針に關する件。(六)失業救済土木事業の方針並に施行方法確定の件。(七)失業救済事業施行に就て將來特に留意すべき事項に關する件。(八)兒童健康相談所の建設に對する國庫補助の件(九)各市に於ける兒童保護事業の概況並に之に關する御意見伺ひたし(一〇)男子に對する適當なる授産事業に關する件。(一一)各市に於て實施せられたる授産事業種類、授産の方法及其成績に就て御意見伺ひたし。(一二)官民共同の權威ある社會事業調査委員會を政府に於て設置する様建議の件。(一三)社會事業に關する展覽會開催の件。(一四)都市中産階級の福利施設に關する件。(一五)市をして鹽煙草の元賣捌をなさしめ其の益金を社會事業の財源に充てしむる様建議の件。(一六)市をして動産保險業を經營せしめ其の益を社會事業の財源に充てしむ様保險業法改正建議の件。(一七)職業紹介法改正の件。(一八)社會事業施設の體系を定め斯業の發達に便する爲公共團體と私設團體に於て經營すべき事業種類に付御意見伺ひたし。

建議案 本年四月下旬京都市に於て六大都市社會事業協議會を開催し諸多の問題に就き協議致候處別紙記載の件に關しては特に審議を重ね政府に對し建議することに確定致候。右は何れも大都市が社會事業經營上痛切に感ずる希望條項に御座候。就ては現下政務御多端の折柄恐縮の至に存候得共何卒御諒察の上御明鑑を垂れさせられ御採納の上速に實現候様御高配相仰度六大都市長連署を以て此段及建議候也。

昭和四年九月三十日

一、救護法第四條の委員の任免は六大都市に限り市長に於て之を爲し得る様せられむことを望む。

理由 今般制定せられたる救護法に依れば其の救護事務の直接取扱者は市町村長なり、されば市町村長に於て此の事務の圓滿なる遂行を期せんが爲には其の直接の補助者たる委員の任免を専行し之を監督し得ることを最も必要とす。殊に方面委員制度を自ら實施せる市町村に在りては、それ等事務の統制上特に必要とするものあり。

而して從來六大都市に於ては其の特殊の事情に基き、行政上種々の點につき他の市町村と別個の取扱を受け來れり。されば此の委員の問題に關しても特に留意せられ從來の特例に倣ひ、六大都市に限り救護法に依る委員の任免を市長に於てなし得る様せられんこと希望に堪へず。

一、組合住宅敷地に充當せしむる目的を以て土地を購入する資金として、低利資金長期貸付の途を開かれむことを望む。

理由 從來中産階級住宅難緩和の一策として、低利資金の融通を受け之を住宅組合に貸付し、其の住宅建設に資し來りしが現下組合に於て最も苦痛とするものは敷地の選定並に地價の昂騰に伴ふ借地料の遞次的増加なるを以て、市に於て先づ適當なる土地を購入し住宅敷地を造成し、之を月賦販賣その他の方法に依り組合に譲渡することは借地料に殆んど等しき價格を以て土地を收得せしむるの便宜もあり住宅組合助成上必要且つ有効なることに屬す。然るに現在融通を受け來れる低利資金は土地の購入資金に充當することを許されず甚だ遺憾とする所なり。

されば這般の事情に留意せられ組合住宅敷地に充當せしむる目的を以て、土地を購入する資金として低利資金長期貸付の途を開かれむこと希望に堪へず。

一、職業紹介法を改正し國庫補助の率を高め別に日傭労働者紹介並に附帶事業に關する規定を追補せられむことを望む。

理由 市町村は國家の委任に基き職業紹介の事務を行ふと雖も、地方財政の逼迫せる現下到底充分なる施設をなし難きを以て、斯くの如き重大なる國家事業の圓滿なる遂行を期せんが爲には國庫補助の増額を望むの他なし。されば職業紹介法施行令第二條第二號規定中「其の他の諸費六分の一」を「其の他の諸費二分の一」に改正せられむことを望む。

第二に現行職業紹介法には日傭労働者紹介に關する規定殆んど存せず、制度運用の規準を缺いたため僅に各地方の事情に應じ區々の取扱をなすに止まるの結果、活動の範圍地方的に限定せられ事業の發展を阻害すること勘からざるを以て、別記參酌の上之に關する適切なる規定を追補せられむことを望む。

第三に現在我國には授産授職に關する法制を缺き事業經營上不便尠からず、速に之が制定を希望するものなるが、其の最も手近なる方法として、授産授職を職業紹介の附帶事業として職業紹介中に之に關する規定を追補せられむことを望む。蓋し授産授職をして國庫補助の恩典に浴せしむることは、是等の事業が失業者救済をも其の目的の中に含むに鑑み、失當の處置に非ざるものと思惟す。

一、市をして鹽、煙草の元賣捌をなさしめ其の益金を社會事業の財源に充當せしめられむことを望む。

理由 近來都市に於ける鹽煙草の莫大なる消費に伴ひ其の元賣捌人の享くる利益又尠からざるが之が元賣捌を市になさしめ其の益金を現下涸渴せる社會事業の財源に充當せしめられんこと希望に堪へず、こ

れ適當なる都市社會事業財源捻出の一策たるのみならず、又間接に其の利益を消費者たる市民に還元することとなり、一舉兩得の處置なりと思惟す。

一、市をして動産保險業を經營せしめ其の益を社會事業の財源に充當せしむる様保險業法を改正せられむことを望む。

理由 近來保險業の發達に伴ひ殊に大都市に於ける動産保險は市民生活に對して重要な關係を有するに至れり。然るに之が經營は營利會社に依りて行はるゝ結果保險料の高率等を來し、特に中産階級以下の市民に對しては保險本來の趣旨に副はざる點少からず、故に市をして是等市民を對象とする簡易なる動産保險を經營せしめ、市民と禍福を共にし且つ其の益金を社會事業の財源たらしむる様保險業法を改正せられむこと希望に堪へず。

記 一、移動労働に關する規定を設け移動労働に關する職務權限は中央及地方職業紹介事務局長に屬せしむること。二、労働紹介所は求職者の職業上及體格上の適否を審査し得ること。三、労働紹介所は紹介に當り求職者の個人的及家庭的關係並失業期間を考慮し得ること。四、労働紹介所内外に於て紹介事務執行を防碍したる者に對しては労働紹介所長は一定期間紹介を停止し得ること。五、現に労働爭議に關係ある求人者又求職者に對し労働紹介を拒絶し得ること。六、労働紹介所は労働條件に付關與し得ざることを原則とし例外として求人者の提示したる條件が其の職業に關する地方慣例に反する場合は紹介を拒絶し得ること。

二 社會事業關係調査會並に委員會

職業紹介委員會は職業紹介法第八條の規定に基いて、大正十三年二月勅令第二十號職業紹介委員會官制を公布され、中央職業事務局に中央職業紹介委員會を各地方職業紹介事務局に地方職業紹介委員會の設置を見るに至つたものであつて、該委員中には使用者の利益を代表し得る者及労働者の利益を代表し得る者を同數名加へ、職業紹介所の事業經營に關し關係行政廳の諮問に應じ意見を開申し、又は職業紹介所の事業の經營に關し關係行政廳に建議する等職業紹介事業經營上の一機關として活動してゐる。

中央職業紹介委員會に對して内務大臣より諮問せられたる事項は次の如くである。一、職業紹介事業改善に關する事項。二、知識階級失業者職業紹介に關する事項。三、少年職業紹介事業に關する事項。四、女工其他婦人職業紹介に關する事項。五、移動職業紹介に關する事項。社會事業調査會は大正十五年七月十五日第一回を開催して以來、昭和四年九月に至るまで回を重ねること本會議五回、特別委員會四十五回に及んでゐるが、政府提出の社會事業體系整備、兒童扶助制度、不良住宅地區改良事業、感化法改正、融和促進施設及救護法施行令案要綱に關する諮問案に對して各々特別委員會を設け調査審議を了し、其中救護法施行令案要綱を除く外は、全部本會議の可決を経て夫々答申がなされた。以上各般の問題の外政府は今後社會事業に關する重要な事項は、本調査の審議に附し事の緩急を圖り、國家財政を

考察し、又其の實行を期せんとするものである。

三 社會事業行政並に公的施設費

第四十八回帝國統計年鑑及第四十二回内務省統計報告によれば、最近五ヶ年の社會事業行政費並に公的施設費及社會事業を目的としたる道府縣市町村債は次表の如くである。尙内務省所管及道府縣市町村豫算額の細則に就ては第四部統計第一表参照。

社會事業費(帝國統計年鑑に據る)

	昭和四年	同三年	同二年	同元年	大正十四年
内務省所管總額	八、五三三 <small>千円</small>	七、六九四 <small>千円</small>	五、六五三 <small>千円</small>	八、三三三 <small>千円</small>	四、一八二 <small>千円</small>
道府縣	—	一九、四五一	二、七六五	三、一八一	八、一四七
市町村	—	二七、三二六	一三、三九二	五、三二八	一三、二一八
計	八、五三三	四四、三七一	二〇、八〇九	六三、八三一	二四、四七七

備考 内務省所管總額は昭和三年度及同四年度は豫算其他は決算道府縣及市町村は大正十四年度迄は決算以降は豫算。

社會事業關係地方債(内務省統計報告に據る)。

	昭和二年度末	昭和元年度末	大正一四年度末	同一年度末	同一年度末
道府縣	四七、六四七 <small>千円</small>	四三、三四七 <small>千円</small>	一三、六九四 <small>千円</small>	二五、五二二 <small>千円</small>	一八、三二九 <small>千円</small>
市町村	六四、八五一	五五、三二九	八六、五三六	五五、三二二	五七、一九一
計	一一二、五〇二	九九、九七六	一〇〇、二三〇	八〇、八四四	七五、五二〇

第二章 私營社會事業の統制

内務省所管の社會事業施設數は、第四十二回内務省統計報告に依れば、昭和二年末に於て三、七二〇を示してゐる。但しこの中には大正十三年末、昭和元年末、或は昭和三年末現在のものも含まれてゐる。而して之を事業別に見れば、社會事業に關する機關二七二、兒童保護一〇三七、經濟保護一三五〇、失業保護二一五、救護五一三、醫療保護一七一、其他一四六である。而してこれらの社會事業施設の經營主體の幾分が公營か私營かに就ては分明しないが、社會局の報ずる處に従へば略々七〇%が私營であると見て大差ないとのことである。

私營社會事業は各々官廳の監督を受け、各事業施設相互間の連絡統一は中央及び地方社會事業協會によつてなされてゐる。地方に於ける連絡統一機關たる社會事業協會は昭和四年末に於て四八である。

中央に於ける社會事業協會は主として全國的社會事業協議會、社會事業講習會、圖書雜誌の刊行等の事業をなしてゐるが、昭和三年四月一日以來、社會事業家共濟組合の事業を開始した。昭和三年四月一日乃至四年三月三十一日の事業概況を示せば次の如くである。

財團法人中央社會事業協會共濟組合の事業概況

(自昭和三年四月三十一日
至昭和四年三月三十一日)

第三章 私营社会事业の経費

と其の奨励助成

一、加入の勧誘 本事業の遂行については時恰も創業第一年に屬するを以て専ら組合組織の趣旨目的及規約の内容を周知せしむるを緊要と認め昭和二年度より引續き全国各府縣當局府縣社会事业協會及各社会事业主體等に依頼して其の宣傳に力め更に上記の當局及團體に「掛金拂込額各種給與金表」を配布し一方加入資格を改正して其の範圍を擴張したり又東京市内外、大阪、京都、兵庫、愛知、静岡、神奈川の各府縣には部員を派遣して加入の勧誘に努めたり。

二、加入の状況 年度内加入の申込を爲したる者計六〇七人にして、内加入資格なきため拒否したる者一七八人、加入申込後、之が取消しを申出たる者八人、契約不成立の者一人、加入未決定のまま翌年度に繰越したる者六〇人あり。畢竟年度内加入決定總數は五百二十一人なり。

三、掛金拂込の状況 掛金の拂込を爲すべき毎月人員は四八〇人で年度内に受入るべき掛金高は七千〇四十九圓なるも未拂掛金六十八圓及掛金缺損一圓を控除し、次年度分前拂掛金百二十八圓を加へ七千〇八圓となれり。

四、給與金支給状況 給與金を支給したる者は左の如し。
死亡給與金。甲種組合員一人、二百圓。

五、責任準備金の積立 組合規則第三十六條の規定に基き昭和三年度末に積立たる責任準備金左の如し。

一金一萬五千五百六十七圓六十五錢

但 甲種組合員 二七八人
乙種組合員 二〇二人 } 計四八〇人に對する責任準備金。

内務省所管の社会事业施設總數は、前述の如く三、七二〇(昭和二年末)であつて、これに要する経費は一三、九八〇、〇〇〇圓を示してゐるが、この内私营事业経費が幾何を占めるかといふことは、施設數の不明なると同様に不明である。殊に施設數にあつては、大體七〇%の割合と豫想されてゐるのであるが、経費の關係に至つては私营事业の經營の大小が頗る區々であるので、その割合を豫斷することも困難である。しかし私营事业の多くが、一般に資産少く篤志者の寄附によつて維持されるものが多い。従つてこれ等の私营事业に對する助成機關が設置されてゐるが、昭和元年末に於ける總數十八でこの経費一、二二五、八五二圓であつて其後のものの發表を見ない。しかし私营事业の全般に亘つての助成は到底不可能であるから、成績優良なる私营事业に對して内務省の補助金及助成金があり、宮内省、慶福會等の奨励金がある。更にまた各府縣に於ても僅少ではあるが補助金を交付して私营事业を助成してゐる。

社会事业費調(第四十二回内務省統計による)

昭和二年	施設數	経費
社会事业に關する機關	二七三	二、五五、八七五

兒童保護事業	一、〇七七	三、六四九、六七七
經濟保護事業	一、三六六	二、三〇五、五二六
失業保護事業	二二五	九四七、四〇九
救護事業	五三三	三、四八二、三九九
醫療保護事業	一七一	一、〇四八、八六六
病者慰安事業	八	一一、五九七
衛生思想普及事業	一〇	一、五五、八六三
隣保事業	五九	六〇九、〇三三
其他	六九	一八、四六二、六五一
計	三、七二〇	三三、二〇四、八四五

備考 一、施設は年末現在、但し或事業は大正十三年、又は昭和元、三年現在のものもある。

二、經費は一ヶ年の經費、施設の場合と同様。又經濟保護中住宅、宿泊、市場、食堂、浴場、質屋。失業保護中、職業紹介。醫療保護中、施療病院、精神病院、結核療養所、癩療養所。兒童保護中、感化教育は不明に付き包含せず。

一 社會事業資金御下賜

畏き邊に於かせられては二月十一日紀元節の恒例による御下賜金以外に、皇室の御救恤其他につき内務省關係のものを列記すれば次の如くである。

- 一、九月十三日 皇后陛下御着帶式御内祝として、失業せる困窮者御救恤の思召を以て、東京府知事に對して金五千圓御下賜。
- 一、十二月十日 東京府管内公私聯合歳末無料診療事業二十二團體

に對し、御獎勵の思召を以て金一萬圓御下賜。

- 一、歳末に際し全國社會事業十六團體に對し總額四萬一千圓御下賜
- 一、昭和四年に於ける全國各種災害中その被害甚大なるもの、茨城縣下石岡町の火災に對し一萬八千四百五十圓御救恤金として御下賜。

二 宮内省及内務省の獎勵助成

宮内省及内務省の社會事業獎勵助成金の下附は、恒例により二月十一日に行はれた。

▲宮内省——成績優良なる社會事業六百六十五團體に對し夫々獎勵金十八萬七千圓を下賜せられた。光榮に浴したる團體の内譯は、内務省關係二八七團體、文部省六一團體、司法省一九五團體、拓殖局九四團體である。

▲内務省——三百團體に對して五萬五千圓を交附した。その事業別と團體數を示せば次の如くである。

- 感化事業(一二)二、三〇〇圓、育兒(七〇)一六、九〇〇圓、幼兒保育(五六)八、七〇〇圓、兒童及少年保護(二)二〇〇圓、養老(二〇)三、二〇〇圓、施藥救療(二九)四、六〇〇圓、病者慰安(三)三〇〇圓、窮民救助(二)二〇〇圓、職業紹介(四)八〇〇圓、宿泊保護(一三)一、八〇〇圓、授産(九)一、三〇〇圓、職業補導(一)二〇〇圓、隣保事業(一九)四三〇圓、婦人保護(五)一一〇圓、異常兒保護(五)九〇〇圓、貧兒教育(九)一、二〇〇圓、勞働者教育(三)三〇〇圓、勞働者保護(四)四〇〇圓、各種救濟(二〇)三、六〇〇圓、聯絡統制(七)一、六〇〇圓、其他救濟(七)一、一〇〇圓 合計(三〇〇)五五、〇〇〇圓

三 恩賜財團慶福會の奨励助成

恩賜財團慶福會は例年の如く二月十一日私設社會事業施設團に對し助成金を交付した。私設社會事業助成金は司法省、朝鮮、臺灣總督府、關東廳、北海道及各府縣より推薦せられたる六十六團體に對し、新築改築擴張等に關する施設計劃適確として、具體的なるもの、及び醫療機械又は教育器具等の如き重要な設備計劃確實なるもの四十五團體を銓衡し、最高二千五百圓最低五百圓を助成することとし、總計金五萬六千五百圓を交付した。

次に、兒童保護資金五萬圓の特別會計により本年度其の第一回の助成として、乳幼兒保育を行ふ團體中より、事業の成績優良なるものを選定し、一團體の交付額三百圓と定め、計二千七百圓を内地及植民地に亘り九團體に交付された。

最後に、震災善後施設費による社會事業助成として、大正十四年より昭和二年迄三ヶ年間に亘り、震災罹災府縣に於ける私設社會事業團體に對し、事業經營上必要な經費を補助したるもの二七三團體、建築營繕設備等の臨時費を補助したるもの一一八團體である。

四 低利資金

(イ) 簡易保險積立金貸付

逓信省發表による簡易保險積立金運用委員會で決定した、昭和四年度末現在の貸付資金額は三、九三三件に對し一九八、七五二、三四八圓である。この中、社會事業關係貸付額は次の如くである。

共同宿泊所	四件	六三〇、四三三	簡易食堂	三件	一五三、九五五
公益市場	四六	五、五三〇、六五五	食糧及日用品廉價供給事業	一	四、五二四
實費診療事業	一六	二、三三三、八七〇	産院	四	二五、八八〇

(ロ) 昭和四年度大藏省預金部積立金貸付

住宅資金	四、二七、〇〇〇	産業組合	一七〇、〇〇〇
住宅組合	一、八五二、〇〇〇	罹災住宅	一、〇七、〇〇〇
公營住宅	一、〇三九、〇〇〇	復舊資金	
住宅以外の組合事業資金	二、二九、〇〇〇		
公益質屋	一、一〇六、五〇〇	公益市場	三三、〇〇〇
公設食堂	八〇、〇〇〇	簡易宿泊所	二五〇、〇〇〇
不良住宅改良	五三三、〇〇〇	融和促進	二八八、五〇〇
其他	一一、〇〇〇	以上合計	六、四三六、〇〇〇

五 社會事業體系の確立

各種社會事業並社會施設の組織的發達を期するため、社會事業に對する統制ある體系を確立する必要から社會局では大正十五年以來數回、社會事業調査會に諮問して曩には一般救

護、經濟保護、失業保護、兒童保護に關する體系を決定し殘部については引續き調査研究中の處、六月十九日の調査總會に於て未決の體系が決定せられ、ここに七つの社會事業體系全部が完成した。要綱は大體次の如くである。

(1) 社會事業機關並經費に關する體系

公私社會事業の發達はその機關の整備と經費の充實とに負ふ所極めて多し、然るに此等社會事業機關は未だ不備たるを免れざるのみならず、經費又不充分にして斯業の健全なる發達を企圖するを得ざるの現狀に鑑み左の要綱に依り之が完備を期するの要ありと認む。

一、中央機關 現在社會局は内務省の外局として勞働、健康保險、社會事業等に關する行政を統轄するも社會事業發達の趨勢に鑑み中央機關として社會局所管事務並に之と密接の關係ある事務を總轄し新一省を設け社會行政の完備充實を圖ること。

社會事業の指導監督の爲中央に専務の職員を設くること。

二、地方機關 近時道府縣に於ては社會課の設置を見たりと雖も其の實情に徴するに尙一層之が充實を圖るの要あり都市に於ても社會事業主管の局課の設けなきものに付ては之が設置を促し社會事業の完備を期すること

道府縣都市は必要に應じ社會事業に關する委員を設くること

三、補助機關 社會事業の運用を円滑適切ならしむる爲方面委員其他の社會事業補助機關の發達を計り救貧制度其他の社會事業行政の確立と相俟ち運用上適切なる制度を樹立すること

四、聯絡、調査研究機關 社會事業の聯絡、調査研究に關する私的機關としては既に中央及び地方に社會事業協會其の他の設置を見たる

も未だ充分の實績を収むるに至らざるを以て之が爲相當公費の補助を爲し斯種機關の充實普及を圖り社會事業の促進を期すること。

五、職員並従事者 社會事業に關する職員に就ては二三之が制度の設けらるゝものもあるも未だ不備たるを免れざるを以て社會事業各部門に於ける職制の完備を圖ると共に社會事業従事員の優遇並に功勞者の表彰に關する方途を講じ更に是等従事員の養成機關に付ては相當公費助成の方策を樹て尙國に於ても適當なる社會事業職員並に従事者養成に關する施設を爲すこと

六、經費 國、公共團體の社會事業費は他の行政費に比し極めて其の額少く私的社會事業其の經營困難を極むるの狀況に鑑み左に掲ぐる要綱に依り施設すること

(一) 國公共團體は時代の必要と事業の性質とに應じ適當なる社會事業に對し一層多額の經費を支出すべく若し財政の現況に於て充分其の目的を達し難きときは税制の改正其他適當なる方法に依り右財源の充實を圖り之が施設の徹底を期すること

(二) 國に於て社會事業基金を設け國庫は相當金額の支出を爲すこと

(三) 大藏省豫金部資金、簡爲保險積立金等より社會事業に融通する低利資金の金額を一層潤澤ならしむること

(四) 道府縣の罹災救助基金、慈善救濟資金並賑恤資金等の増殖を企圖し之が運用並に使用を適切ならしむること

(五) 共同基金等の方法に依り一般的社會事業に對する援助を行ふと共に社會事業の爲にする寄附金の募集、運用、支出に付相當の監督を爲すこと

(二八) 社會事業の保護の目的を以て地租、所得税、登録税、不動産

廢止人員	一三三	一五五	一五〇	一三八	一八三	一五七
年末現在	六五五	六七七	六七九	六八二	六六六	六七二
養育費	一〇三、五四四	一〇一、九三三	一〇三、七〇一	九三、七五三	九六、四三九	九九、二六二

(三) 行旅病人及行旅死亡人取扱法による救護

最近五ヶ年の救護数は次表の如く、平均一ヶ年の行旅病者救護人員は七、〇二一人、救護費は四五六、一一二圓にして最近著しく増加を示してゐる。

次に行旅死亡人にあつては平均一ヶ年の死亡者數三、八〇六人、辨償金は三九、五一四圓となり、前者とは反對に減少を呈してゐる。

行旅病人救護累年表(内務省統計報告)

救護人員	六、八五五	七、四六三	七、一六六	六、三三二	七、三〇三	七、〇二一
死亡者	二、一五七	二、三三四	二、二四三	二、〇八五	二、一九九	二、一九九
年末現在	二、七四九	二、七四九	二、七〇六	二、四三三	二、二八八	二、五八五
救護費	四七六、六六八	五〇九、六六〇	四八六、二五二	四七、八三五	三九〇、一九四	四五六、一一一

行旅死亡人取扱累年表(内務省統計報告)

死亡者數	三、六八八	三、六〇八	三、六〇〇	三、五六七	四、五五七	三、八〇六
辨償金	三、八九九	三三、〇九六	三五、七四九	五一、九七三	四三、八五五	三九、五四四

二 院内救護

(一) 老廢保護

主として養老院の施設であるが、第四十二回内務省統計報告によれば昭和二年末の事業數五〇、救助人員一、七一九人、一ヶ年の經費二〇七、二三二圓である。

(二) 貧兒保護(育兒院)

昭和二年末貧兒保護施設は一二三、收容人員六、五五八人、經費七七八、〇四九圓である(内務省統計報告)

(三) 施療院

昭和二年末の施療事業數は二三三、施療を兼ねる病院を含めて三六である。施療院の入院患者の延人員は六〇八、四八六人、同外來の延人員は二、〇九五、五三三人にして、これらに要する費用は不明である。次に施療を兼ねる病院での患者延人員は二九六、七六五人で、所用費は五七、四三二圓である。(内務省統計報告)

三 院外救助(一般窮民救助)

院外救助は、被救助者の居室に於て救助を行ふものを言ふのであつて、院内被救助者を減少、若しくは防止せしめるために、家族の疾病、身體的若しくは精神的癡疾、失業、災害等により、貧窮して破壊に瀕したる家庭、子供の養育に甚しく困難する寡婦等に對し、金品を給與して適當なる扶助を行ひ可成獨立の生活を営み得るやう導くことを目的とする。

一、**一般窮民救助**は昭和二年に於て事業數一六〇、救助延人員一〇二、五二〇人、經費三八三、五七五圓である。(内務省統計報告)

四 特殊救護

(一) 軍事救護

(イ) 軍事救護法による救護——第四十二回内務省統計報告によれば昭和二年の救護員數は三六、〇八〇人、この經費一、二七五、四七七圓である。

(ロ) 軍人遺家族後援——同上統計によれば昭和二年に於ける事業數一六七にして所要經費五六五、八六九圓である。

(二) 罹災救助

罹災救助基金法による昭和元年度の救助金は九六二、八六〇圓にして其の内譯は食料費二六四、四二〇圓、被服費一一五、四七二圓、就業費六三、八一七圓、避難所及小屋掛費三七三、九八二圓、雜費一四五、一六九圓である。救助費累年表は左の通りである。

大正十三年	収入	支出	基金年度末現在
	三六七、七七 ^円	一、三九八、八二六 ^円	六九、六七三、八六一 ^円

五 方面委員

一 概況

(一) 方面委員調(昭和三年九月末日現在、社會局)

方面委員設置數	方面數	委員數	委員一人當擔當世帯數	取扱件數	經費(昭和三年度豫算)

突	三、五二一	一、五二五 ^人	三〇、二四九 ^{世帯}	三、五七〇 ^件	三、八四、九八八 ^円
---	-------	--------------------	----------------------	--------------------	-----------------------

(二) 方面委員取扱件數種類別(自昭和二年四月社會局至昭和三年三月社會局)

金品給與	保健救療	職業其他紹介	兒童保護	相談指導	戶籍整理	其他	計
九、七三〇	九七、三三三	一〇、九九九	三三、七七一	三三、三七四	八、四五一	八二、五〇〇	三、五七、七五〇

二、全國方面委員會議概況

全國方面委員會は昭和四年十一月十四、十五兩日、中央社會事業協會主催の下に、東京日本青年會館に於て開催。全國各府縣より約八百名の方面委員が來會し、大野社會部長議長席に就て協議を進めた。全協議々題を次の四部に分ち、各委員會に於て詳細附議した。(一) 救護法實施促進に關する件 (二) 方面委員制度の運用に關する件 (三) 醫療並兒童保護に關する件 (四) 失業、防貧並に教化に關する件。

決議事項——▲救護法を昭和五年度當初より實施されんことを其筋へ建議すること ▲方面委員制度に關する法規を速に制定されんことを其筋へ建議すること ▲方面委員制度に於ける委員名稱及徽章の全國的統一すること ▲方面委員制度の連絡統一の件 ▲方面委員事業獎勵の趣旨により其の經費に對し國庫補助を其筋へ建議の件 ▲方面委員制度を一般に周知せしむる方法として、適當なる宣傳映畫作成を其筋へ要望する件 ▲常設托兒所の規準、保姆の待遇等に關し法令の制定其他適當の方法を講ずる様其筋へ建議する件 ▲貧窮兒童就學

奨励金國庫補助の増額を其筋へ建議する件 ▲養兒保護及兒童虐待防止に關する法規制定を其筋へ建議する件 ▲感化法を改正すると共に徒弟其他工場法適用以前の少年労働者不具兒童の保護等を包括せる兒童法制定促進を其筋へ建議する件 ▲各地の醫師又は中産階級に對し適當に診療費低減の方法を講ずる件 ▲人口五萬以上の都市に結核療養所の設置を勵行し、適當の場所に國營療養所の設置を其筋に建議する件 ▲各府縣は公立精神病院の設置普及に努めるやう其筋へ建議する件 ▲失業對策として社會事業團體の經營を以て授産所或は授職所設置に關し、地方的事情考慮の上相當國庫補助を其筋へ建議の件 ▲現下の社會状態に鑑み方面委員として失業者を取扱ふに際しては特に左の條項に付留意するの必要ありと認む (イ)職業紹介所との連絡を緊密にすること (ロ)失業の原因、本人の經歷等に付、詳細調査の上可成的就職の斡旋、内外移植民に努むること (ハ)就職上障害となるべき事項に付適當なる措置を講ずること ▲細民生活基礎確立の一方法として生活の向上を圖るには左の事項に留意し適當なる指導を與ふるの要ありと認む (イ)貯蓄心を涵養すること (ロ)信用組合其他の團體貯金を行はしむること (ハ)適當なる家庭副業の斡旋指導をなすこと (ニ)失業資金貸付融通に依りて職業の改善収入の増加を圖ること ▲防貧的施設たる副業授産事業に對し現下の状態に鑑み國家はその團體に對して低利資金直接融通の途を開かれんことを内務大臣に建議する件 ▲方面委員制度として細民に對する精神的指導の完きを期するには左の點に留意するの要ありと認む (イ)人格的接觸の度を多くすること (ロ)勤勞觀念を鼓吹すること (ハ)敬神崇祖の念を涵養すること (ニ)修養會、慰安會、娛樂會、敬老會等の施設を行ふこと

第四部第二篇 社會事業施設

(オ)宗教並に教化團體と隣保館等と緊密なる連絡を圖ること ▲方面委員は融和問題に關し深甚なる注意を用ひ自ら融和觀念の徹底に努むべきは勿論特に左記事項に努力するの要ありと認む (イ)差別事件に付ては進んで之が調停斡旋に努むること (ロ)融和の障害となるべき事相の排除に努むること (ハ)部落の經濟的向上、環境の整理、文化の向上に努むること (ニ)方面委員協議會の際融和問題に關する事項を協議し其の取扱方に關する研究調査をなすこと (ホ)方面委員機關紙に融和問題に關する事項を掲載すること。

三、第九回近畿方面委員聯絡會

昭和四年十一月十一、十二兩日京都龍谷大學講堂に於て開催された第九回近畿方面委員聯絡會に於ける協議事項は次の如くである。

協議事項 (一)本聯絡會々則制定の要否如何 (二)本聯絡會より中央社會事業協會主催第二回全國方面委員大會に提出する議案 (1)救護法の實施促進に關する件 (2)全國方面委員會を常設的に組織しては如何 (三)救護法を昭和五年度當初より實施せむことを其筋へ建議する件 (四)地方に於ける失業施設として最も適切なる方法如何 (五)方面委員として融和問題に最も有効適切なる方法如何 (六)方面委員に關する法規制定の促進を其筋に建議するの件 (七)第一種第二種カードに登録すべき要救護者の生活費標準に就て各府縣の狀況承りたし (八)方面委員會相互連絡狀況に就き承りたし

四 方面委員後援

方面委員の事業を財政的に援助する方面委員後援會或は助成會に就き社會局の調査に従へば、昭和三年九月末の施設數は五七、經費六五、

五八六圓、資産一二九、四四五圓、職員四四名である。

五 救護法の成立及び公布 救護法は第四十六議會に於て昭和四年三月十九日衆議院を、同二十三日貴族院を通過し、四月一日附を以て公布された。内務省社會局に於ては右法律の實施に必要な資料を得るため左の要綱により全國に亘つて要救護者の調査を開始した。

要救護者數要綱

一、調査の目的 救護法に必要な資料を得るため之を行ふものとす
二、調査の對象 (一)院外調査居室に在りて貧困の爲生活すること能はざる者にして左に該當する者 (救護法第一條及第十二條) (イ)滿六十五歳以上の老衰者 (ロ)滿十三歳以下の幼者 (ハ)妊産婦 (ニ)不具癡疾、疾病、傷痍其他精神又は身體の障礙に因り勞務を行ふに故障ある者 (ホ)乳兒保育の母 (二)院内調査 貧困の爲生活すること能はず養育院、養老院、救護所、病院、其他收容救護を爲す施設に於て救護を受くる者にして前項(イ)(ロ)(ハ)(ニ)に該當する者 (救護法第一條)

三、調査の方法 市町村長は方面委員、市町村吏員等をして適當の方法に依り調査を行はしめ該當者數を調査表各欄に記入すること
四、調査表蒐集方法 道府縣は各市町村及各施設の調査表を來る六月十五日迄に社會局に送付すること (期日前に於ても管下市町村及施設全部の調査完了を待たず調査済のものより適宜取纏め送付すること)

備考 本調査に於て貧困の爲生活すること能はざる者の範圍は大體

濟生會要救護者標準又は方面委員要救護者標準等を參酌して

定むること

六 一般救護に關する體系 (社會事業調査會の決定による)

現行救恤規則は救助及其の費用負擔の主體不明にして被救助資格甚だしく制限的なり又救助額過少なるのみならず救助方法に就き規定する所なく現下社會の需要に適應せざるを以て左の要綱により救貧制度を確立することを要す

第一 (イ)癡疾、老衰、疾病、幼弱者を以て救貧の容體として其の資格範圍を擴張すること (ロ)救助は原則として被救助者の住所地市町村の義務とし國及道府縣は市町村の救助費に對し一定の補助をなすこと (ハ)救助は居室、委託及收容救助の方法によること (ニ)救助は現金、現品給與又は醫療とすること (ホ)救助の爲必要に應じ方面委員の如き機關を設くること (ヘ)道府縣又は市町村は必要に應じ養老院治療病院育兒院等の施設をなし國は之が助成の方法を講ずること。私人又は團體の經營する前項の施設に對しては國又は公共團體に於て之が助成を爲すこと
第二 老年、疾病、癡疾者に付きては漸次社會保險制度を確立し又は擴張すること
第三 失業者勞働忌避者等勞働能力ある者は前各項による救貧制度より除外し特別なる方法を講ずること

第二章 失業者保護事業

一 一般施設

失業に對する國家及公共團體の施設對策は、從來國內的に

は職業紹介事業が唯一の恒常的施設として擧げられて來たが失業者の激増に照應して政府は之が對策に腐心し、失業對策委員會及び事業調節委員會を新に設置するに至つた。而して失業救済として昭和四、五年度に亘り各府縣市町に對し事業費總額二千五百三十萬圓、被救済延人員四百萬六十人に當る救済事業を許可した。これ迄と雖も、職業輔導及授産、生業資金融通、失業共濟、職業再教育並に冬期の季節的自由勞働者失業救済は實施されたのであるが、前記兩委員會及び失業者の範圍を單に日傭勞働者のみに限らず、俸給生活者へ迄も擴大したことは注目し値するであらう。併し乍ら、之等の對策と雖も尙ほ應急的施設として存するもので、失業保險制度の如き國營保險の施設等は未だ一指も染められてゐない。職業紹介所と雖も未だ極めて少數であつて、全國的に増設せられ、婦人、少年、知識階級等の専門紹介所の設置が望まれねばならんと思ふ。

公益職業紹介所數(職業紹介法による)は、昭和四年十二月末現在に於て二五四にして、昨年末よりも二七の増加を示してゐる。この全職業紹介所の取扱數(日傭勞働者を含まず)は、求人數七二〇、五二一人、求職者數八八二、四九一人、就職者數二六三、六六六人であつて、これを前年度と比較すれば、本年に於いて求人數約三萬人を、求職者數約十三萬人を各々増加した。従つて失業者は非常に増加し、求人百に對す

る就職者の平均は三〇である。

年	求人數	求職者數	就職者數	紹介數	求職者に對する就職者の割合
昭和三年	六九〇、二七五	七五〇、七九六	二五、七二七	四二六、八七三	六%
昭和四年	七三〇、三三三	八八二、四九二	二六、六六六	四九、〇八三	三%

(月別紹介數に就ては第四部統計第二表其二參照)

次に本年中の業態別取扱數を見れば、求職者の求人數に超過してゐるものは水産業以外の工鑛業、土木建築、商業、農林業等のすべてに亘つてゐる。この詳細な數に就ては第四部統計第二表其三を參照されたい。

更に、俸給生活者職業紹介所の本年度の成績を見るに、求人數五、一九一人、求職者數二六、六九〇人、就職者三、三三一人であつて求職超過數一一、四九九人である。即ち求人數に對する求職者數の割合(三三二%)及び求職者に對する就職者の割合(二〇%)は何れも一般紹介所の取扱に比較して低い。之に依つて俸給生活者の就職が、一般勞働者に比して困難を思はしめる。(月別紹介數に就ては第四部統計第二表其四參照)

尙ほ日傭勞働の紹介數は昨年に比して著しく増加し、雇傭率並に就職率も減少してゐる(月別表は第四部統計第二表其五參照)。

昭和三年	二九七、三〇八	三、三五四、八七一	二、九七三、二四二	八%
昭和四年	三〇二、一九五	三、四七三、三三七	三、〇二〇、二八〇	八%

求人數 求職者數 紹介件數 求職者に對する就職の割合

更に職業紹介所の紹介者を以て組織する共済組合及保險組合の本年中の成績は次の如くである。

東京市勞務者共済會成績

昭和四年	會員數	會費	給付延給人員總額	手當
第一種	七七七、三三三	一五、五六七	一六、〇七五	一、三、一八五
第二種	二二六	—	—	—

備考 第一種會員は日傭勞働者。第二種會員は一般就職者。第一種は昭和三年一月一日より開始。第二種は昭和二年十二月一日より開始。

大阪市勞働共済會成績

昭和四年	加入者數	掛金收入	共済金支給
傷害共済	三五二、二九六	七、〇三五	四、四七九
健康信用共済	八、二二二	一〇、一八一	五、四七〇

神戸勞働保險組合成績(職業紹介公報第七十四號)

昭利四年一—九月	業務死亡	普通死亡	癱疾	治療	休養	失業	計
件數	三三	八〇	五、七三七	一、八四〇	一、四五〇	九、五八一	三、五九三

給付内譯

二 政府の施設

一 社會政策審議會の失業對策 濱口内閣はその政策を調査研究すべき機關として社會政策審議會を設置し、その第一回總會を昭和四年八月九日首相官邸に開催し、失業者救済の爲の施設に關し左の諮問と答申がなされた。

諮問 刻下經濟界の狀況に鑑み失業者救済の爲施設すべき事項如何
答申 一、十二月廿一日首相官邸に於て左の答申がなされた。

(1) 政府は尠くとも毎年一回全國樞要地方に關し、大體大正十四年に施行せるが如き失業統計調査を行ふと共に、國勢調査施行の都度、全國に亘り簡單なる失業調査を併せて行ふこと

(2) 職業紹介機關の充實を期すること

(3) 物價金融の調節統制を圖る等、産業界を安定せしむるの方途を講じて失業の發生を防止すると共に、進んで産業の發達國産の獎勵貿易の振興を圖り、以て商工業供給量を一層豊富たらしむることに努むること

(4) 地方的工業の發達農村(漁村を含む)に於ける副業の獎勵其他農村の振興、農村生活の改善を圖り農村の餘剩勞力利用の途を講じ、農業土木山林事業等を起し以て人口の都市集中を防止すると共に、廣く人口の地域的配分を適正ならしむる爲め、内外移住の圓滿なる發達を期すること

(5) 一般失業の防止並に所謂知識階級就職難の緩和を圖る爲め、商工業指導を徹底せしむると共に、教育の制度方針に關し講究すること

(6) 失業救済の方途發達を促し、之が適當な監督助成の方途を講ずること

(7) 我國情に適應せる實業保險制度に關し調査を爲すこと

(8) 失業防止の機關(失業機關)に關する調査をなすこと

(9) 失業緩和の見地より労働年齢、労働時間制度、賃金等の調査を爲すこと

(10) 産業の合理化を行ふに當りては可及的失業との關係を考慮し、其の緩和に努むること

(11) 失業の原因並に現状につき充分なる調査研究を爲さしむると共に第三項以下の諸對策並に曩に答申せる事業調節方策等の實施を圓滑ならしむる爲め、相互的、連絡的の常設機關を設けること

職業紹介機關整備に關する要項

(一) 職業紹介所並に職業紹介事務局を増設すると共に、其の連絡並に監督の改善を圖ること

(二) 専門職業紹介所又は職業専門部の増設を圖ること

(三) 職業紹介所設備の充實並に職業紹介所職員の向上、待遇の改善及び地位の安定を圖ること

(四) 職業紹介所機關と移住機關並に職業輔導、授産、小資融通施設等との連絡を圖り、失業の緩和に努むると共に官公署並に各種社會事業との連絡を密にし、失業苦の軽減に努むること

(五) 動力供給派出等職業紹介類似の行爲に關する取締規則を設定すると共に、失業者の弱點に乗ずる不之行爲の取締を嚴にし、失業者の保護を遺憾なからしむること

答申二 失業防止並救済の爲の事業調節に關する要綱

失業の最も甚しかるべき時期並失業の最も影響する地方の爲に事業を調節施行することは失業の防止並救済の方策として最も有効なるものの一なり、之に關し應急施設すべき事項の大要左の如し

第一 公私事業の施行に關しては左記要綱に依り失業の防止並救済に努むること

一、國、公共團體又は民間に於て既に決定せる事業の實施に關してはその施行の時期、地域、方法等に關し關係各方面の聯絡を密にし以て事業の施行をして失業の防止並救済の爲最も有効ならしむるに努むること

二、地方公共團體の事業に關しては其の施行が失業救済の爲特に緊要なる場合に於ては起債を許可すること

三、民間の事業に關してはその施行が失業の防止又は救済に寄與すること大なるものなる時は許可又は認可を必要とする事業は成るべく速に之を許可又は認可すること

四、失業救済のため特に緊要なる場合に於ては政府は地方公共團體に失業救済事業を起興せしむる等應急の措置を執ることあるべし

五、小額給料生活者の失業防止並救済に關しても前記各號の例に依ること

第二 公私事業の調節を圓滿ならしむるため左記要綱に依り事業調節委員會を設けること

一、委員會は内務大臣を會長とし、失業問題主管官廳、失業に關係ある労働者を多數使用する事業官廳、失業に關係ある労働者を多數使用する事業に付許否の権限を有する官廳その他必要なる方面の代表者を以て組織す

必要ある地方に於ては右に準じ地方長官を會長とする事業調節委員會を設けること

二、委員會は失業の防止並救済の爲最も有効なる事業を選択しその施行を促進するの方途を考究しまた事業施行の時期、地域、方法等を失業の防止並救済のため最も有効適切ならしむる様按排工夫し以て關係當局の諮問に應じまたは建議を爲し更に官公署用品の注文に關してもその時期、方法等に付失業緩和に資する様考究すること

第三 失業救済事業の施行を圓滑敏速ならしむる爲適切なる法規を制定すること

二 失業救済事業に對する國庫補助條件 社會政策審議會の答申に基き政府に於て決定した筋肉労働者及知識階級の失業防止並救済事業に對する各國庫補助條件要綱は左の如くである。

(甲) 失業救済事業に對する國庫補助條件

- 一、事業は失業救済の爲め特に新規起興するものにして當該公共團體の直營に係り勞力費は事業費總額の三割以上たるべきこと
- 二、國庫は失業救済事業を行ふ公共團體に對し勞力費並労働手帳作成に要する費用の二分の一を補助すること
- 三、事業施行の財源を起債に求むるときは特に之を許可し尙賃金立替資金の借入に對しても起債を許可すること
- 四、前項起債に對しては低利資金を融通すること
- 五、事業施行に關しては左記各號に依ること

(イ) 事業は失業者にして特に生活困難なるものを救済するを以て

左記諸點に留意すること

(a) 失業者中救済を必要とするものありや否やに關しては方面委員等の活動を促し之が認定に遺憾無きを期すること

(b) 事業に使用する労働者に就てはその生活狀況失業期間等を參酌し困窮の度甚しき者を優先せしめ且つ相互間就働機會の分配を公平ならしむること

(ロ) 事業の施行は當該公共團體の失業者救済を目的とするものなるを以て新に他地方より労働者を招來し又は他の事業に従事する労働者を奪ふが如き結果を來さざるやう細心留意すること

(ハ) 事業に使用する労働者は職業紹介所ある地に於ては必ずその紹介によるものたること、但し技術工其他の特殊の熟練を要するものは此の限にあらざり、職業紹介所なき地に於ては方面委員等の保護による求職者を使用し労働賃銀の頭刻ねを避くる等その保護に遺憾なきを期すること

(ニ) 労働賃銀は日拂とし必要に應じ立替支拂制度を利用すること

六、事業を施行せむとする時は左記事項を具し内務大臣の認可を受けること

- (イ) 労働者の失業狀況
- (ロ) 事業施行を必要とする具體的事由
- (ハ) 事業の種類並その計畫概要
- (ニ) 事業施行箇所を示したる圖面
- (ホ) 事業豫算勞力豫算
- (ヘ) 労働者使用人員
- (ト) 労働者一日平均賃銀
- (チ) 事業着手並終了の豫定月日

(乙) 小額給料生活者に對する授職施設國庫補助條件

一、事業は小額給料生活者の失業者又は未就職者にして生活困難なる者を救済する爲特に施設するものにして例へば失業調査其の他當該公

共團體社會施設の參考となるべき調査に關する資料の蒐集、整理又は當該公共團體並他の委託に係る謄寫、筆寫、計算、圖書、整理、製圖、タイプライター等の事務を爲さしむるもの、但し必要ある場合は之等に關する職業輔導をも併せ行ふことを得

二、國庫は授職施設を爲す公共團體に對し左の割合を以て補助すること

(イ)官廳の委託に係る事務に付ては就業者手當の金額。(ロ)公共團體の事務に付ては就業者手當の二分の一。(ハ)勞働手帳作成に要する費用の二分の一。(ニ)前各號以外の經常諸費及建設費の二分の一

但し揚屋は職業紹介所の一部若くは之に近接する既設の建物を利用する等の方法を講じ努めて新築を避くること

三、施設の財源を起債に求むるときは特に之を許可し尙手當立替資金の借入に對しても起債を許可すること

四、前項起債に對しては低利資金を融通すること

五、事業施行上の條件、手續等は失業救済事業に對する國庫補助條件(甲)五、以下に準ずること

三 政府の失業對策要綱 (甲)應急對策。一、地方長官並職業紹介機關をして差當り全國に於ける失業狀態を推測するに足るべき調査

報告を爲さしめ政府當面の失業對策に資せしむると共に失業の保護に關し各地方の實情に適應せる措置を講ぜしむるの資と爲さしむること

二、失業の防止並救済の爲の公私事業の調節を圓滿ならしむる爲關係各方面の代表者を以て成る企業調節委員會を設置すること

三、公私の經濟生活に於て出來得る限り國內勞働力の需要を増進すべき國產品の生産並使用を獎勵すること

四、失業救済の爲めに事業を起興し其種類施行區域並時期に就ては從前の範圍を擴張し以て勞働者の都市集中を防止すること

五、内外移住關係機關と職業紹介機關との聯絡提携を密にし失業者の内外移住を便ならしむること

六、職業紹介所網の普及、専門紹介所の増設、職員の向上、移動紹介の敏活、職業紹介機關監督系統の改善等職業紹介機關の整備充實を圖ること

七、宿泊所、職業輔導、授産施設等の獎勵並之と職業紹介機關との聯絡を圖ること

八、知識階級の就職期及失業の救済を圖る爲適當なる授職施設、専門紹介所の設置、職業紹介機關と移民關係機關との聯繫等の方法を講ずること

九、失業共済制度を獎勵助長すること

十、解雇解職等は成るべく之を少くし眞に止むを得ざるものに對しては相當期間前之を本人並に職業紹介機關に豫告し以て其の轉職轉勤等を容易ならしむる様雇傭主に勸説すること

十一、各種社會事業の活動を促し失業苦の輕減に努めしむること

(乙) 基本對策。一、昭和五年國勢調査の際に於ける失業調査は正十四年度の失業統計調査と略々同一のものたらしめ二者の比較を容易ならしむると共に今後國勢調査の行はるゝ毎に同様の失業調査を爲し以て失業對策に資せしむること

二、失業現象の原因、經過等を研究觀測し將來の豫測を爲すと共に之が對策樹立に關する諸資料を蒐集する爲の常設機關を設置すること

三、失業對策の樹立運用の爲の綜合的、聯絡的常設機關を設置すること

- と
- 四、産業の發達貿易の振興を圖り職業供給量を豊富ならしむること
- 五、公私經濟を健全にし産業界を安定せしめ以て失業の發生を防止すること
- 六、工業の地方的分布を圖り農村に於ける工藝的副業を奨励し其の他農村の振興、農村生活の改善を圖り以て人口の都市集中を防止すること
- 七、教育の制度方針を刷新し、少年職業指導を徹底せしめ失業の防止並知識階級就職難緩和を圖ること
- 八、失業保護の見地より輸出保障其の他の事業保障制度に關し考究すること
- 九、物價金融の調節統制を圖り失業の防止に努むること
- 十、失業基金制度に關し考究すること
- 十一、失業救濟事業に關する法制を確定すること
- 十二、我國情に適應せる失業保險制度に關し調査を行ふこと
- 十三、失業緩和の見地より養老年金制度、労働者最低年齢制度、義務教育の延長、労働時間制等を調査すること
- 十四、勞力供給並派出制度職業紹介類似の行爲に關する取締規則を制定すること

定すること

四 職業紹介事務打合せ會 十一月十八、十九兩日、内務省社會局に於て全國職業紹介事務打合せ會が開催され、左の諮問が爲された。

諮問事項 現下の失業状態に鑑み職業紹介事業に關し施設改善を要する事項に付具體的意見を諮ふ。

聽取事項 (一)各地方に於ける失業状態及現に職業紹介所に顯れたる特異の状況を陳述せられたし (二)普通職業紹介、日傭労働紹介、少年職業紹介、傭給生活者職業紹介に關し最近特に施設したる事項並其効果等を陳述せられたし

指示事項 (一)職業紹介所の利用勸奨並に求人開拓に關する件 (二)事業主及雇傭状況調査臺帳作成に關する件 (三)少年職業紹介に關する件 (四)失業救濟事業に關する件

五 失業救濟事業計劃 昭和四年度失業救濟事業概況を擧ぐれば次の如くである。(「社會事業」第十三卷第十一號)

(I) 労働者に對する救濟事業

事業種目	年度	(A)事業費 豫算	(B)勞力費 豫算	(A)に對する		一日平均 使用人員	國庫 補助
				(B)の割合	労働者 使用見込		
東京府 第三項 道 路 河	四年度	一、六〇、〇〇〇円	五八〇、三三九	二四%	一七、二三八人	一、三三三	—
川 埋 立	五年度	二、一〇四、六九〇	四三三、八四八	二二%	一八、〇七五	五三三	—
小 計		三、六八八、六九〇	七九四、一八七	三三%	三六五、三三三	—	—
大阪府 第三項 道 路 改良	四年度	九七、三三三	三六七、三七〇	三三%	一六、一四三	一、一〇一	—

(II) 小額給料生活者に対する授職事業

事業種目	事業費 豫算額	就業手 當豫算 額	授職者 延人員	一日平均授職人員	國庫補助
東京府 調査事業	三、八二六円	一、八、九〇〇円	一、三、六〇〇人	一、四〇人	一〇、九二四円

備考 事業種類の第三項とは昭和四年十月三日發社第七九號失業防止並救済の爲めの事業調節に關する通牒第三項該當の事業にして起債のみを許可すべき事業を謂ひ、第四項とは同通牒第四項該當の事業に關して國庫補助を要すべきものである。

三 公共團體其他の施設

一、失・業・救・済・に・關・する・六・大・都・市・關・係・打・合・會 十月七、八兩日六大都市失業救済關係者は内務省に集合し、内務大臣挨拶の後に左の協議が爲された。

協議事項 一、失業救済事業並小額給料生活者に対する授職施設の計畫に關する件 二、失業救済事業のため不自然に労働者の集來するを防止する方策(登録制度、労働手帳等) 三、事業調節委員會の設置の件

二、東・京・市・に・於・ける・知・識・階・級・の・失・業・者・登・録 東京市は俸給生活者の失業救済策として、五百名に臨時授職して求職難を緩和させることとなり、十月廿一—廿八日まで東京市内職業紹介所に於て日本に初めての知識階級失業者登録を行つた。申込者の資格は東京市内及隣接町村に三ヶ月以上住居し生活困難なものである。而して登録申込者中より五百名を採用して十一月下旬より明年三月迄調査、統計、設計、製圖

其他の授託事業を行はせることに決定した。

三、東・京・市・に・於・ける・失・業・保・險・の・實・施・計・畫 東京市社會局では、局内に東京市勞務者共濟會を組織し労働の意志を有し、労働に堪へ得る日傭労働者を會員とし失業保険を行ふことの成案を得た。會員は労働紹介所の紹介により労働についた時就業一日に付金五錢をかけ、同時に雇主も一人に付五錢を會に納付しこれに政府、府市の補助金を加へて財源とするものである。而して會員にして三日以上連続して失業した時には四日目より失業手當として金五十錢を支給する。其失業手當は三日間までは支給するが連續三日以上は支給しない。又一ヶ月の内失業十五日を超える時も同様に支給しない。又労働争議、負傷及び疾病によつて労働不能に陥つた時、又は故意に就業しない時、労働を拒んだ場合による失業手當を支給しないことになつてゐる。

四、各・地・の・事・業・調・節・委・員・會・設・置 (1)東京府市に於ける事業調節委員會は十一月十一日第一回會合を催し、(イ)失業救済事業、(ロ)失業救済事業以外の方法にて失業緩和の目的を達し得べき事業又は方策(ハ)緊急の場合に處する爲の特別小委員會設置等に付き協議。(2)京・都・府・市に於ける事業調節委員會は十一月八日第一回委員會を開催、次の申合を爲す。(イ)各委員會は其關係方面に於て將來事業を施行せんとする場合、労働者若は勞力費は相當の數額に上るべきにより勞務需要に關し豫め本委員會と連絡をはかりその時期方法など出來得る限り失業防止並救済上考慮すること。(ロ)事業を施行せんとする場合に於ける労働者はなるべく事業施行在住者を使用し他地方より流入を防止すること。(ハ)事業施行に當りて夜業歩増しなどはなるべく之を避るやう努

力し得る限り多数労働者に就職の機会を與ふるやう配慮すること
 (ニ) 労働者の使用に關しなるべく職業紹介所を利用すること。(ホ) 労働者の淘汰はなるべく之を爲ざること。(ヘ) 止むを得ず淘汰を爲すべき場合に於ては本委員又は職業紹介所などと豫め連絡をはかると共に直に生活困難に陥るが如きことなきやう考慮すること。(3) 兵庫縣事業調節委員會は十一月十八日規程を發表し委員を任命した。(4) 愛知縣府

(一) 労働者に対する救済事業

市事業調節委員會設置に決定。(5) 大阪府事業調節委員會は十月廿一日、舊大阪府失業防止委員會を事業官廳等の關係委員を加へて改稱するに至つた。
 五、昭和四年度各都市失業救済事業計劃(「社會事業」第十三卷第一號所載)

事業種目	事業費豫算	勞力費豫算	勞働者使用見込	一日平均使用人員	國庫補助所要額
東京市 道路、下水、護岸、水道	三、三三七、三五四 ^円	一、二六四、七七六 ^円	六五九、四一九 ^人	五、〇七二 ^人	六三五、八八八 ^円
京都市 路面修理、河川浚渫、雜巾製作	二二九、二三四	一一九、六八二	八〇、三〇六	六三五	五九、九八五
大阪市 高速度、道路築造修築、水路開鑿	四、四三八、〇三八	一、四三八、三八〇	七七八、四九〇	六、四七九	一〇九、四九〇
横濱市 瓦斯事業、道路埋立、河川浚渫	一、一八四、九四五	五六七、九六六	三〇五、九七七	二、三三四	二二五、六二一
川崎市 道路、下水工事	一、二八、〇四九	五三、〇九八	二九、二六五	二三四	二六、〇四九
名古屋市 下水、側溝工事	五八一、〇二七	一〇八、三〇二	一三一、六七三	八七二	一〇四、七七七
神戸市 道路、溝渠、護岸工事	六四五、六七四	二三八、一五四	一三四、八八〇	一、一八七	一一四、三四六
門司市 河川改修	九二、〇〇〇	二六、〇九三	一三、二六一	一三六	—
小倉市 道路改修	二六六、五五八	九一、五六一	五五、四四六	四五六	—
計	一〇、八九二、七五八	三、八九七、〇二二	二、一九〇、五二六	一七、四三七	一、二六六、一七六
東京市 調査事業	二、八二八 ^円	一八、九〇〇 ^円	二、六〇〇 ^人	一四〇 ^人	一〇、九二四 ^円
事業種目	事業費豫算	就業手当算	授職人員	一日平均使用人員	國庫補助所要額

(二) 小額給料生活者に対する授職事業

東京市	調査受托事業	一六六、六九一	一三六、八五六	六六六	六三、八四五
大阪市	委託事業	七七一、五〇〇	一八、一五〇	一〇〇	三四、九四五
横濱市	失業救済事業關係事務	三八、〇〇七	三六、〇三六	一六、四〇八	一一〇
神戸市	調査事業	六、〇〇〇	五、四二七	三、六二八	二六
計		三〇九、六七六	二〇五、三六九	二二、四一〇	一、〇一五

六、失業保護施設に關する體系（社會事業調査會の決定による）失業の防止及救済の徹底を期せむとせば産業の健全なる發達、教育制度及方針の改善、失業保險又は失業救済基金制度の樹立等根本的施設を要すべきもの尠なからず而して之が根本對策の確立に付ては特別なる調査機關に依る審議に俟つを可なりと認むるも社會事業の見地よりすれば左記要綱に依り失業保護施設に關する體系を確立するを要す

第一、職業紹介 職業紹介に關しては既に大正十年以來職業紹介法其の他の關係法規制定せられ其の體系の確立を見たり。而して其の機能を一層發揮せしむるに必要な將來の改善方策に關しては職業紹介委員會答申の趣旨を參酌し適當の措置を講ずること

第二、失業救済事業 季節的又は異常失業に際し官公營事業の起興繰延又は繰上を爲し以て勞働需給の調節を圖るべく而して其の事業に關しては國庫補助、低利資金の融通等之が助成の方法を講ずること

第三、職業輔導及授産

(イ)、職業輔導及授産施設は原則として地方公共團體、公益法人をして之を行はしめ國は其の施設に對し低利資金を融通し或は國庫補助を爲す等之が助成の方法を講ずること

(ロ)、生業資金、勞働用具、設備等の生産資料の融通又は貸與は原則として地方公共團體をして之を行はしめ國は低利資金の融通、國庫

補助等之が助成の方法を講ずること

(ハ)、戦争業務又は災害等に依る不具癱疾者に對しては原則として國に於て之が職業再教育に關する適當なる施設を爲すこと

(ニ)、私人又は團體の經營する前二項の事業に對しては必要に應じ國又は地方公共團體に於て相當之が助成の方法を講ずること

第四、職業選擇及指導 新に就職せむとする青少年の職業選擇を謬らざらしむることは失業防止の上よりするも肝要なるを以て之が施設に關し特に左の事項に留意すること

(イ)、職業の選擇及指導に關する施設は原則として市町村をして之を行はしめ國は職業紹介所の例に倣ひ其の施設に對し相當之が助成の方法を講ずること

(ロ)、私人又は團體の經營する前號の施設に對しては必要に應じ國又は地方公共團體に於て相當之が助成の方法を講ずること

(ハ)、國は適性検査に關し適當なる中心機關を設置すること

第五、失業共済

失業保險制度の確立に付ては勞働保險調査會等に於て相當講究すべきものなるも差當り現今の共済組合を改善し失業共済の方途を講ずると共に特に主要都市關係地方公共團體をして日傭勞働者に對して適當なる失業共済施設を講ぜしめ國は之が監督並に助成の方法を講ずること

と

附帶事項

一、移植民の保護奨励 移植民の保護奨励も亦失業緩和上有効なる一方策たるを失はず因て之が實施上特に左の事項に留意すること

(イ)、移植民思想の普及並に内外移住地事情の紹介に關し海外博物館其の他適當なる施設を爲し國營を原則とすること、地方公共團體、公益法人其の他適當なる團體の經營する前記の施設に對し國は相當之が助成の方法を講ずること

(ロ)、内外移住地事情の紹介に關し濫に虚偽若は誇大の宣傳を爲す者の取締に付き適當なる方法を講ずること

(ハ)、國は良質移植民の養成に關し移植民學校其の他適當なる施設を爲すと共に地方公共團體、公益法人其の他適當なる團體の經營する前記の施設に對し相當之が助成の方法を講ずること

(ニ)、公益職業紹介所と移植民に關する諸般の施設との間に於ける相互の密接なる聯絡を圖ること

(ホ)、海外移植民の出發前並に輸送中に於ける保護、教養、衛生、保健等に關し國は移民收容所、移民監督其他適當なる施設を爲すこと

(ヘ)、内外移住地に於ける衛生、教育、金融等に付き地方公共團體、公益法人其の他適當なる團體の經營する施設に對し低利資金の融通國庫補助等之が助成の方法を講ずること

(ト)、移民保護に關する國際諸會議の決議其の他時運の進展に適應するため現行法規の改正整備を圖ること

附帶決議

失業の防止救済の徹底を期するには幾多の方法あるべきも就中現行

教育制度及び方針に關し根本的改善を計るを以て刻下の急務なりと認む依て政府は速にこれが適當なる具體的の方策を樹立せられむことを望む

第三章 經濟的保護事業

防貧的の目的を有する經濟保護施設として最近に重きを爲すものは住宅供給、公設市場、公設食堂、簡易食堂、公益質屋である。これらの諸施設に對しては年々各地方に増加を示してゐることは事實であるが、特に本年設けられた新事業といふものは見當らない。不良住宅地區改良法による改良事業は着々進捗してゐるし、既に一部分の完成を一應成し遂げた地區もある。

一 住宅の供給

一、住宅供給の現況

(イ) 公營住宅 大阪市社會部の調査(六大都市々營社會事業概要)によれば、昭和二年末現在の市營住宅の現況はおよそ次の如くである。

建設箇所	一六	五	一〇	五	二	五七
敷地總坪數	四、三三三	一七、三三七	九、六四七	二〇、六四七	三二、二五〇	七、八二六
大阪市		東京市		名古屋市		京都市
		神戸市		横濱市		

家賃二ヶ月分	同上	家賃三ヶ月以上	家賃一ヶ月以上
利子附せず	同上	同上	同上
敷金	なし	なし	なし

戸数	一、八八七	一、三六九	二、八一	二、六〇	二、二二	二、六七七
家賃二階建	三、六〇〇	六、五〇〇	四、三〇〇	一、八〇〇	二、三〇〇	一、三三七
	六、五	四、八〇〇	一、三〇〇	八、五	二、四〇〇	七、五

(ロ) 住宅組合 昭和四年九月末現在の住宅組合数二、五七五、組合員数二六、八八九人、住宅建設費六五、一九四、四七六圓である。各府縣別に亘る詳細な数は第四部統計表第三表其一参照。

(ハ) 共同宿泊所 主として獨身の労働者其他の宿泊施設たる共同宿泊所数は、昭和四年三月現在一一四であり之を經營主體別に見れば

昭和四年	舊受	一二、四四	新受	一二、二九	計	二四、七三
	同三年	八、六六	九、七九	一〇、六〇		
	同					

昨年に比し、受理件数に於て二倍以上の増加を、又未済件数の著く増加を呈示してゐることは注目に値するであらう。月別の件数は第四部統計第三表其三参照。

三、不良住宅地區改善事業調

現在不良住宅地區の改善を實施してゐるのは、東京に於ける三河島町の一部並に西巢鴨町の一部、大阪市に於ける天王寺區下寺町の一部及び愛知縣社會事業協會に於ける名古屋市中區奥田町の一部であつてその概要は左の如くである。

第四部第二篇 社會事業施設

公設二八、私設八六である(内務省調査)。

次に宿泊延人員は昭和三年四月より同四年三月迄に合計二、四一四、六三五人であつて、一ヶ月平均延人員は二〇一、二〇四人である。之を昭和二年末に比すれば宿泊所数に於て二五の増加を、人員に於て一五七、五一九人の増加を示してゐる。地方別及びそれらの宿泊料等の詳細に至つては第四部統計第三表其二参照。

一、借地借家調停

借地借家調停法による昭和四年の調停件数は、官報所載の統計に就て見れば、二三、五六三件であつて内、既済一一、五五〇、未済一二、〇〇九件であり、前年度との比較は次の如くである。

調不調其他計	既済	九、七六	三五七	一、四七七	一一、五五〇	一三、〇〇九
	未済	八、〇三	五七七	一、三六二	九、九六一	七九九
	計					

施行者別

區別	東京府	大阪市	愛知縣社會事業協會
地區の區別(イ)	三河島字中道の一部	天王寺區下	中區奥田町の一部
地區内總人口(イ)	人口 一、六二七	人口 六、〇七二	人口 二、四九九
及總世帶數(イ)	世帶 四三三	世帶 一、六六八	世帶 五三七
地區内不良住宅居住數(ロ)	人口 一、六〇八	人口 五、九六一	人口 二、三七八
世帶 二三四	世帶 一、六六二	世帶 五三〇	

土地總面積(イ)	六、六〇〇坪	一九、四三九坪
(ロ)	二、三五四坪	一三、九三〇坪
住宅建設計畫(イ)	鐵筋 三三三	鐵筋 三三五
(ロ)	木造 一六六	木造 三三三
改良事業費(イ)	一、四七〇、〇〇〇圓(自二年度至四年度)	七、一〇三、〇〇〇圓(自二年度至七年度)
(ロ)	九五四、〇〇〇圓(右ト同)	

二 公益質屋

昭和四年三月末の公益質屋事業成績に關し社會局調査に従へば、公益質屋總數一一九にして貸付金額一、八三二、三六三圓である。

公益質屋の分布状態に就ては、兵庫、新潟、埼玉、栃木、奈良、三重、静岡、山梨、滋賀、長野、山形、石川、鳥取、島根、山口、和歌山、徳島、香川、大分の十九縣を除く他の府縣には悉く設置を見るに至つてゐる。

昭和四年末に於ける事業成績の概況を示せば次の通りである。

(一) 公益質屋貸付状況

(イ) 口數	金額	一口平均	昭和四・三・三一
			現在貸付金額
	三、四一、一〇三	一、八三二、三六三	五・三七
(ロ) 職業別利用者數			一、五五三、七一九

労働者	俸給小工	小商人	農業者	漁業者	其他	計
八三六九八	二九、三三三	三三、二六五	三六、六〇四	二〇、〇四一	八、〇七七	三五、二九七
(ハ) 質物の種類別口數	家具	装身具	衣類	其他	計	
債券	一〇、五四四	二、七三二	三二、三〇三	二八五、四九九	一一、二二六	三四一、二〇三

(二) 辨濟状況

(イ) 口數	貸付元利金	利子収入額				
二七、七八三	一、七六六、四三九・七七	九三、三〇四・九八				
(ロ) 労働者	俸給小工	小商人	農業者	漁業者	其他	計
六九、七七五	二五、三二〇	二七、四二二	三二、七七八	一七、二五〇	六、〇一四	二七、七〇四
(ハ) 債券	家具	装身具	衣類	其他	計	
七、七四九	一、六五五	二四、九五五	二五、九七三	七、七三二	二七、七八三	

(三) 流質状況

流質したるもの	流質物を處分したるもの
口數	口數
貸付元利金	貸付元利金
二〇、五三二	七、四三四
賣却	賣却
代金	代金
八、八五〇	三、六六七
廢業	廢業
口數	口數
二	二
貸付元利金	貸付元利金
二	二

備考 法第十三條第一項により質置主に交附すべき殘餘金額は一、八六〇圓である。

三 公益市場

社會局の調査によれば昭和四年三月末の公益市場は三二二にして、昭和三年四月より同四年三月までの一ケ年に於ける賣上金總額は七三、七三四、四二六圓であり、其内上半期の賣上金は三八、一四九、八三五圓、下半期の賣上金は三八、一四九、八三五圓に上り、一ヶ月平均賣上金は六、一四四、五三六圓を示してゐる。經營主體別及地方別に就ては第四部統計第四表参照。

四 公設食堂

社會局の調査によれば昭和四年三月末に於ける公設食堂数は七二にして、昭和三年四月から同四年三月までの一ケ年間の入堂延人員は一五、〇八七、二三二人、一ヶ月平均入堂人員は一、二五七、二六七人である。而して各地方に於ける一食の料金は區々であるが、これらの賣上總高は二、〇五〇、三四六圓を示してゐる。地方別による經營主體別及び一食料金賣上高等の詳細は第四部統計第六表参照。

五 經濟保護施設に關する體系

(社會事業調査會の決定に依る)

現在經濟保護事業として行はるゝ住宅供給、公益市場、公益浴場、共同宿泊所、簡易食堂、公益質屋等の諸施設は概ね戦後に於ける經濟的變動に際して施設せられたるものにして、爾來漸を追うて普及發達し、我國社會事業に一轉機を劃したり。然共此の情勢は素と經濟的變動に基く社會的急需に對して起れるものにして、之を社會事業體系上より見る時は法制の備はるもの、僅かに大正十年住宅組合法の

みにして、其他は施設の選定經營の方法等舉げて之を經營主體の任意に委せるの狀態に在り。因て左記要綱に依り經濟保護施設の體系を確立するを要す

第一、住宅 住宅に關しては之が根本政策確立の要あるも我國に於ける一般住宅の現状に鑑み差當り其の數的調節及質的改善公私の施設に關し特に左の事項に留意すること

(イ)、地方公共團體、公益法人、住宅組合、産業組合其他適當なる機關の住宅建設の助成並に監督に關する制度を確立すること

(ロ)、行政廳其他適當なる機關に依る小住宅監督制度を樹立すること

(ハ)、不良住宅地區改良事業並に之が國庫補助に關する制度を樹立すること

(ニ)、農漁村住宅改善に關する助成方法を講ずること

第二、公益市場 公益市場の經營に付ては市場販賣人の選定取締、販賣品の品質斤量價格等の監督並に生産者及中央市場等の聯絡に最も力を用ふるの要あり且つ之が利用者の信頼は其の公營なることの點に懸れるもの大なるを以て公益市場は原則として之を市町村營と爲し其の創設費に對しては低利資金融通等の方法に依り之を助成すること

第三、共同宿泊所 共同宿泊所は其の設備及經營に付て多大の經費を要し且宿泊者に對しても相當の取締監督を要するを以て原則として之を市町村營と爲し其の創設費に對しては低利資金を融通するの外事情に應じ國庫に於て相當の補助をなすこと

第四、簡易食堂及公益浴場 簡易食堂及公益浴場は市町村の經營に依りて設備及經營の改善に關し模範的施設を爲すの要あり而して之が

創設費に對しては低利資金融通等の方法に依り助成を爲すこと

第五 公益質屋 公益質屋は其の事業の性質並に利用者の信頼等に鑑み原則として之を市町村營と爲し之が經營に關しては適當なる監督を加へ充分公益的機能を發揮せしめ一面其の創設費に對し國庫に於て相當補助を爲すの制度を設けると共に其の運轉資金に對しては低利資金を融通すること

第四章 司法保護事業

司法保護事業は司法省の所管に屬し、補成會によつて統制されたる保護會によつて行はるる事業である。

昭和三年に於ける保護會數は、第三十行刑統計年報によれば四七四にして、本年中に新に保護を加へられた者の數は五三、六七二人である。之が細別は次の如くである。

直接保護 間接保護 一時的保護 計

昭和三年度
保護成績

四、四〇〇

一四、九六六

三、一六六

五三、六七三

備考 昨年度の司法保護成績數と本年の右數字との間には著しい相違を示すのであるが、之は統計出所の相違によるものである。

本年度の保護事業として特筆すべき事業は爲されなかつたやうであるが、一般的失業時代に入つて特に刑餘者としては就職難に陥る虞れがある。大阪控訴院管内研究會に於ても「近時一般經濟界不況に際し特に親族者の就職困難あり、之が具體的對策如何」が上程されてゐる。補成會は全國大都市の保

護團體につき之が實情調査をなすことになつたがその結果は未だ發表されない。しかし本年の保護事業の方面は何れもが主として就職問題に向けられたことは事實である。以下二、三の主要なる事項に就て記することにする。

普選法改正の陳情 現行選舉法は國會も地方議會も共に選舉權を規定するに當つて刑餘者の缺格を挿入してゐることは、人道上又法理上不情理極はまることであると云ふ幾多の理由から、先に全國釋放者保護團體七百有餘を以て組織した普選法改正期成同盟會（後に刑餘者復格促成會と改稱）では華々しい運動を開始し、第五十一議會以來議會運動も續けてゐるが、今回安達内相主唱の下に選舉革正調査會が設置され選舉權の條項も整理せられると云ふので、時を移さず舊臘十六日補成會に於て緊急幹事會を開き、對策を協議し翌十七日には兩全會理事岩崎潔治、自立會理事武田慧宏、興仁會理事梅本龍海の三氏は同會を代表して安達内相並濱口首相に會見すべく官邸を訪問したが、閣議のため直接會見する能はず代理者へ選舉法改正に關する陳情書を提出したが、更に十八日には司法省を訪問して渡邊法相、小原次官、泉二刑事局長に同様書類を提出、内務省では内ヶ崎參與官、齋藤政務次官、坂主任事務官に會見同様陳情書の寫を提出して了解を求めた。因に陳情書は「我刑餘者復格促成會は衆議員議員選舉法第六條第一項第五號及び第六號の刑餘者に對する缺格條項を修正せらるゝやう要請するため大正十四年十月全國釋放者保護團體七百有餘を以て組織せられたるものに有之當初普通選舉法改正期成同盟會と稱し翌十五年十月現今の名稱に變更したるものに有之候本會は前記の如く刑餘者保護の任に當りつゝありて右選舉法の缺格條項により刑餘者の窮地に陥る狀況眞に

に限定してゐるものもある。一日平均入院者實數二七、一四〇人、外來診療者七〇〇、九八九人にして一ヶ年の經費四、五二五、六四三圓である。

現在に於ける無料診療所中最も規模の大なるものは、恩賜財團濟生會である。昭和四年度事業豫算百四十四萬二千七百八圓、資産總額一千七百三十二萬四千五百五十圓である。因に昭和四年度の濟生會に對する國庫補助金は二十五萬圓である。

この他、東京市施療病院、泉橋慈善病院、東京慈惠會醫院、日本赤十字社病院、大阪市民病院、弘濟會慈惠病院等が主要なものである。

二 輕費診療事業

輕費診療事業に關して内務省衛生局の調査によると、昭和三年末に於て事業數四一、入院患者實人員四〇三、七八四人、延人員二、七五三、二七四人、輕費支出額一、八二三、五七二圓である。之を經營主體によつて分類すると、公立一、法人經營一四、其他一六である。

社團法人實費診療所は明治四十四年の設立であつて、現東京及大阪に四ヶ所の支部を置いて診療に従事し、昭和三年には二、三五二、五〇二人を算した。收支の狀況も同年には總收入一、〇三八、八二六圓、總支出九九九、三一八圓を示してゐる。この他、濟生病院、東京府社會事業協會附屬病院、大阪市立市民病院及堺市立公民病院がその雄なるものである。

三 特殊施療施設

(1) 精神病 昭和三年末の患者數は六九、五五五人にして前年末に比

すれば七、一八六人の増加である。尙、精神病監護法による監置患者數は九、三〇〇人である。また精神病院法による施設としては府縣立病院三、代用精神病院二二でこれらに收容されてゐる患者數は昭和三年末に於て三、一七四人である。

以上の如くにして精神病患者收容施設としては、精神病院法による施設並に精神病院法によらざる公立精神病、其他收容施設を合せ總數二〇六、その收容患者定員一九、一九二人、現在收容人員八、九一五人である。

(2) 結核 我國に於ては結核患者の調査がないので確實ではないが、昭和二年の死亡統計に徴すれば結核性疾患のため死亡するもの、合計一、二二九、四三九人の多數を示し、人口一萬に對する割合は一、九四八を占めてゐる。

大正十三年三月法律第十六號を以て、人口三十萬以上の都市に對する結核療養所の設置及之に對する國庫補助の規定が設けられ、大正八年三月現行結核豫防法を制定した。

公立結核療養所は昭和四年中に一ヶ所を増し、其數十六ヶ所となり、收容定員二、二九九人、四年末の收容數二、三九九人である。

次に昭和四年五月一日現在に於ける私立結核療養所（結核病院を含む）は其數五一である。かくて公私立療養所の總數六七、收容數三、三九九人、内無料患者二、一〇六人、有料患者一、二九三人、收容總定員四、六六九人である。

(3) 癩 癩豫防に就ては明治四十一年癩豫防法發布せられ、貧困者に對する公費救護の途が開かれた。本法に基いて全國を第一區より第五區に分ち療養所が設置されて居り、昭和四年九月末に於ける收容定員

二、三三〇(外に臨時一五〇)收容現在數二、六一九である。尙ほ以上の
缺を補ふため國立療養所を設けることとなり定員四〇〇の豫定を以て
昭和二年より建設に着手してゐる。

(4)花柳病(豫防) 昭和二年四月に公布せられた花柳病豫防法は、昭
和三年九月一日より施行せられた。本法施行後診療を爲さしむるため
内務大臣の指定せるもの一〇八ヶ所に及び同法施行の成績の一例とし
て施行前千五百に足らなかつた保健組合の數が施行後半年の中に一躍
三百五十近くを増した事が擧げられてゐる。

四 醫療保護施設に關する體系

(社會事業調査會の決定による)

救療施設即ち貧困者に對する施療事業及中産階級以下の者に對する
輕費診療事業は世態の變遷と經濟組織の推移と共に伴ひ其の必要著しく
増大の傾向あるを以て之に適應する救療施設の充實は益々緊要の度を
加ふるに至れり、又結核、癩、精神病の如き特殊疾病の蔓延は獨り患
者個人の苦痛に止らず國家社會に及ぼす慘害測るべからざるものあり
寔に社會衛生上の深憂たり近時漸く之が豫防撲滅に關する社會的施設
の見るべきものなきに非らざるも未だ完しとすべからず是を以て此等
醫療保護事業に關しては左記要綱に依り益々其の施設の普及徹底を期
するの要ありと認む

第一、無料診療事業

一、病に罹りて醫療を受くること能はざるものなきを期する爲適當
の立法を爲し貧困者にして醫療を受くるの資なきものは之を公共團體
の費用を以て救療することに定むること。前項の公共團體の費用に對

しては國庫より補助を爲すこと

一、公共團體は前項救療の義務を遂行する爲其の區域の廣狹、貧困
者の多寡等の狀況に應じ施療を主とする病院、診療所、巡回診療班等
必要な施療機關を適宜設置すること

一、前號公共團體の救療施設の外に私設の無料診療施設は成るべく
之を公費を以てする施療機關に利用し之れに其の施療患者を委託し公
私救療機關相俟つて貧困患者施療に付き遺憾無きを期すること恩賜財
團濟生會を始めとし其の他現存の救療機關は前項に依る公共團體の無
料診療患者の委託に依り經常費に餘裕を出すべきに依り其の事業を擴
張せしむること特に資金を運用して都鄙に救療機關を施設し公共團體
より多數の委託を受け得る様施設し以て救療機關の普及に資すべきこ
と

一、救護に關する法制定せられ施療に關する公費救護の主義確立す
るに至る迄は公私救療機關の施設を獎勵し必要ある場合には私設事業
に對し國費又は公共團體の費用を以て相當補助を爲すべきこと

一、要治療者の選定に就ては成るべく煩瑣なる手續を避け迅速に貧
困者をして簡易に治療を受くるを得せしむること

第二、共濟救療及輕費診療事業

一、中産者の自助的醫療施設として健康保險其の他共濟的組織の發
達を企劃獎勵すること

一、共濟的救療施設と相並んで輕費診療施設の普及を計ること但し
其の事業經營者としては公共團體又は基礎鞏固にして經營方法確實な
る公益法人を選むこと

一、要治療者の選定に就ては之れを中産階級に限るべきもあまり酷

に失せざるを要するを以て地方の實情に應じて適當に之が標準を定むべきこと

一、醫療費の低廉は往々醫療の内容を不完全ならしめ易き傾向あり又輕費診療の美名に隠れ營利を貪るの虞なきに非ざるを以て地方に於ては本事業の經營に對しては監督を嚴にすべき要あること

第三、特殊疾病療養施設

(イ)、精神病療養施設

一、社會組織の複雑を加ふるに従ひ精神病者は益々増加するの狀勢にあるも精神病院法に依る療養施設は極めて不充分なる現狀にあるを以て全府縣に涉り其の施設の充實を實現すること

一、特殊の處置を必要とする精神病者を收容する爲國立精神病院を設置すること

一、私宅又は私立病院に監置する精神病者に對しては醫療保護の周到を期する爲之が監視査察を嚴にすること

(ロ)、結核療養施設

一、結核蔓延の實狀に鑑み周く全國都市に多數の結核療養所及結核相談所等の結核療養施設の設置を緊要とすること

一、結核療養所結核相談所等は都市を以て其の經營主體と爲すべきは勿論なるも其の他府縣、健康保險の保險者等亦之に適すと認めらるゝを以て其の設置を勸奨すること

一、町村に於ける結核蔓延の狀勢等輕視すべからざるを以て町村に診療所、相談所又は巡回看護婦の設置を勸奨すること

(ハ)、癲癩療養施設

一、癲癩患者中療養の途なき者の收容を目的とする聯合府縣立療養所

の増設及擴張並國立療養所の擴張を速に行ひ浮浪徘徊患者の跡を絶つべきこと

一、資力ある患者をして適當の療養を加ふるを得しむると共に隔離の目的を達する爲適當なる地域を選定し有資患者の爲自由療養地區を設け療養に必要な施設を爲すべきこと

一、癲癩患者の病毒傳播の虞ある業務に對する從業禁止を勵行する必要あると共に從業禁止又は療養所入所に因り生活困難を來せる者に對する國費又は公費を以てする生活費の補助を爲すべきこと

一、癲癩患者より生れたる小兒の養育機關及治療し傳染の虞なしと認むべき者の授産機關を設置すべきこと

一、私設團體の經營に係る癲癩患者治療施設は醫療其の他の設備に於て缺くる所多く資金は概ね篤志家の寄附に待ち經營困難なるの狀況にあるを以て國家は一層之が補助を徹底せしむるの要あること

(ニ)、花柳病療養施設

一、業態上花柳病傳播の虞ある者の診療を容易ならしむる爲花柳病豫防法に依る無料診療所の設置に努むること

一、一般公衆の花柳病診療を容易ならしむる爲公共團體又は私設團體の無料又は輕費診療所の設置を勸奨助成すること

一、特に病毒蔓延防止に關する衛生思想の啓發に努むること

(ホ)、トラホーム治療施設
一、公設トラホーム治療施設を増加し少くとも一市町村に一ヶ所以上を開設すること

一、學校、工場等に於ける本病の蔓延並撲滅に關しては特別の施設を講ずるの要あること

以上各特殊疾病豫防上府縣又は市町村の支出せる經費に對しては國庫補助を増額し一層徹底的ならしむるの要あり殊に救護に關する法に定むる貧困患者に相當する者の救護費に對する補助率は救護に關する法に於けると同一と爲すの要ありと認む

第三篇 兒童保護事業

第一章 妊産婦並に乳幼兒保護

一 妊産婦並乳幼兒保護施設現況

我國に於ける乳幼兒(五歳未満)死亡の割合は甚だ大で昭和二年中の事實に就て見れば死亡一、〇〇〇中三七七に達し又死産の割合も出産の一、〇〇〇に對し五六、七に及んでゐる。

我國の乳兒死亡及死産の高率の原因に就ては種々あるであらう。妊産婦が出産の前後に過度の仕事に従事したり、營養不良であつたり、分娩の時に充分の手當を受くことが出来なかつたり、又母親の育兒知識が缺乏して居つたりすることが大きな原因の一つであることは疑ひのない處である。近時無産者婦人の出産前後に於ける保護施設の必要が漸次認めらるゝに至つたのは理由ありと云はねばならぬ。

(1)産院 現時産院として獨立設備を有するものの數は恩賜財團濟生會、日本赤十字社以下全國を通じて二十四であり、内十ヶ所は東京市

及其隣接地にあり、他は大阪市四、京都市二、熊本市二、横須賀市、名古屋市、旭川市、金澤市、福岡市各一、他に長野縣に一ヶ所ある。之を經營主體別に見ると市營六、私設一八(法人七、團體又は個人一)である。各産院の收容定員は日本赤十字社産院の七十人が最高であつて、概して大都市にあつては利用者が多いから、三十名以上位の定員であり、小都市に於ては七、八名を收容するに過ぎない。

(2)巡回産婆及妊産婦相談所 産院と並んで近時著しく發達を遂げたのは巡回産婆と妊産婦相談の事業である。大正十五年四月調査によると全國に於ける巡回産婆の施設數は市營五、町村營一〇〇餘、團體營三〇餘であつて町村營が最も多い。全國府縣中比較的發達してゐるのは京都、福井、静岡、長野等である。

妊産婦に對する相談は概ね産院又は巡回産婆の兼ね行ふ所であつて現在該事業のために特に置かれた施設としては東京に於ける大正婦人會妊産婦相談所、岡山縣に於ける岡山妊産婦相談所及長野縣下水内郡聯合衛生組合妊産婦相談所に過ぎぬ。此等の相談所は多くは無料を以て妊産婦の相談に應じてゐる。

(3)法令に依る母性の保護 我國に於ける母性保護の法律としては工場法、鑛業法及健康法がある。該法に於ては大正十五年六月その施行規則を改正し、保護の範圍及程度を擴張し、工業主又は鑛業權者に對し四週間以内に出産することあるべき者が休業を求めたる時、又産後六週間を經過せざる時は就業を禁止してゐる。此の母性保護に關する改正法律が我が國に於いて實施を見たのは一般にその要求があつた爲めであることは勿論であるが、一方大正八年「ワシントン」に開催の第一回國際勞働總會に於ける産前産後の婦人傭使の保護に關する條約の

決議に基く處が大であると謂はねばならぬ。又健康保險法に於ては被保險者の出産に對して分娩費として二十圓出産手當金として分娩の前二十八日分娩の日以後四十二日以内に於て勞働に服せざりし期間一日に付て報酬日額の百分の六十に相當する金額を支給し、又場合によつては之を産院に收容し又は助産の手當を爲すべきことを規定し、昭和二年一月一日より其の給付を開始して居る。尙、救護法に於ては、貧困の爲生活すること能はざる妊産婦は救護の客體の一となつてゐるのである。

二 乳幼兒保護事業

現存してゐる乳幼兒保護事業を大別すると凡そ次の五種に分ち得る。(一)貧困家庭に於ける乳幼兒の保育診療に當る乳幼兒院 (二)乳幼兒の保健上の相談に應じ、適切なる指導を與へやうとする相談所 (三)家の經濟状態が豊かでない榮養不良兒に對して牛乳又は榮養食を給與する榮養配給施設 (四)貧困勞働者又は小額所得者の乳兒及就學期前の幼兒を預つて其の家庭に代つて保育する一而間接に勞働者の能率の向上を圖り、併せて兒童を通じて其の家庭の改善乃至近隣の融和を圖るを目的とする晝間保育所 (五)古來より我が國に於て行はるゝ棄兒の保護が之である。前三者は乳幼兒の保健に關する施設であり、後二者は乳幼兒の保育に關する施設である。

(1)乳幼兒院 昭和四年に於ける全國の施設數は十二であつて、内東京府七を占め大阪市に四、神奈川縣に一を有する。之を經營主體によつ

て分類すると府一、市四、公益團體七となる。

(2)榮養配給施設 牛乳配給事業は大正十二年九月震災直後内務省衛生局が東京市の援助を得て應急の措置として市内公園其他の廣場に起居して居た罹災者の乳幼兒に對して牛乳配給を開始したのが始めてである。我國に於て此の種の事業を行ふものは八ヶ所に過ぎない。之を經營主體別に見ると市設五、團體二、個人一である。

(3)乳幼兒健康相談所 本事業が獨立した事業として組織的に創始されたのは、大正八年七月大阪市立兒童相談所を以て嚆矢とする。其後次第に増加して現在に於ては總數六十二に達してゐる。

(4)晝間保育事業(托兒事業) 晝間保育所全國の施設數は三七二である。其の地方的分布の状態を郡部及び市部に分つて見ると市部に存するもの二二五ヶ所、郡部に存するもの一四七ヶ所である。

農繁期託兒所調 (昭和四年三月現在、中央社會事業協會調)によれば開設所數一、一四四にして、開設場所に之を示せば特設三、寺院利用三〇五、小學校利用一七五、其他二一八である。更に之を經營主體別に見れば、團體經營四〇九、市町村經營九九、個人經營二二四、其他一五である。

以上設備としては特にこの爲に建物を建てたものは僅かに 過ぎず、他は凡て寺院、小學校校舍、町村集會所或は個人の私宅を利用してゐる狀況である。叙上の農繁期託兒所の内容に就てその概況を見ると、收容兒は乳兒から六歳に亘る幼兒であつて、收容定員は少いのは十名位から多いのは二百名にも達してゐる。開設期間には挿秧期及養蠶期に十數日間開設するものから長いのは五月以上に亘るものもあるが概して春秋の二期に一ヶ月内外のものが多し。職員或は従業員の人數

も大體十人以内であつて、専任の保姆を置くものは殆んどなく多くは小學校教員、町村の婦人會員或は寺院の住職が奉仕的に従事するものが多い。經費に就て見れば、寺院小學校々舍其他を利用して、住職或は婦人會員、小學校教員の奉仕によるものが多い關係上之に要する費用も五十圓内外のもの最も多く、一、二百圓のもの之に次いでゐる。尙、以上の數字中少數のものは昭和二年九月社會局調査によるものも含つてゐることを斷つておく。

(5) 養兒保護 養兒保護に關して現在、京都、徳島、福井、愛知の諸府縣では里子の取締規定を實施してゐるが、未だ幼兒保護の統一的法規の制定を見るに至らない。

里子に關する調 中央社會事業協會の昭和四年五月現在調査によれば、全國一二三の育兒院に於ける里子取扱數は男子一四七名、女子一八〇名合計三二七名である。之を府縣別に見れば大阪に於ける九四名最も多く、神奈川の六六名、高知の四七名之に次いでゐる。更に年齢別に見れば一―二歳最も多くして一〇一名、三―四歳九一名之に次ぎ以下順次年齡の進むと共にその數を減じてゐる。

次にこれらの育兒院を通して現在里子として出されてゐる兒童數に就て見れば、總數五〇二名、その内最も多いのは東京の一六二名にして大阪、神奈川、京都等之に次いでゐる。之を年齢別より見れば、前述の數とは反對に幼兒の割合は少く、八―十三歳の學齡期のもの最も多くして一五〇名、次は三―四歳の幼兒一二七名である。

終に、養育料に就て見れば、各育兒院により一定してゐないが、養育料の定め方には、年齢により養育料の差あるものと年齢により差を設けず一律に規定してゐるものがある。今前記三三の育兒院に就て

見れば養育料不明のもの五を除いて、十は年齢により料金を異にして居り、残りの十八は一定の料金を支給してゐる。前者に就て見れば概して乳兒が多くして十五圓乃至二十圓、幼兒は十圓乃至十三圓であるが三圓乃至五圓のものも二、三ある。後者には五圓以下のもの四、十圓までのもの六、十二圓のもの四、十五圓のもの四である。即ち養育料は最低一ヶ月三圓より最高二十圓を限度として地方により兒童の年齢により多少の差がある。(社會事業第十三卷第六號)

(6) 乳幼兒愛護デー

一、第三回全國乳幼兒愛護デーは、中央社會事業協會提唱の下に例年の如く五月五日各地方に於て開催された。各地方では凡そ次のやうなモットーの下にポスター、ビラで宣傳が爲された。「先づ健康」「健康は赤ちゃんから」「國の榮は良い親、良い子」「強く育てませう」「着物は眼を愛兒に向けよ」「正しくすなほにのび」と「父は日となれ、母雨となれ」「花と子供は日向で育て」「着物はうすく愛護は保く」「強く、正しく、美しく」等。

二、第三回大阪乳幼兒保護週間は十一月一日より三日間大阪乳幼兒保護協會主催の下に開催。この週間に爲された主なる活動は乳幼兒相談所を開設し、乳幼兒の發育、榮養及び養護の相談に應じ、また相談所は全市を三方面に分ち、一方面毎に約九ヶ所を設置した。この相談者數は丁〇六二人であつた。この他子供大會、乳兒保健調査、週間母親學校、中央講演映畫の會、ラヂオ放送、牧場臨檢、乳質検査等の事業が爲された。

(7) 大日本育兒協會設立

昭和四年三月、大日本育兒協會が設立された。その目的とする處は

我國に於ける兒童の身體智識精神の正當な發達を遂げしむるにある。その目的達成のために爲される事業は、(イ)育兒に關する調査、(ロ)育兒に關する雜誌及圖書の發行、(ハ)育兒に關する諸集會の開催、(ニ)育兒に關する刊行場及必需品の推薦紹介、(ホ)育兒に關する官公衙、社會施設、教育機關、言論機關との交渉、(ヘ)幼稚園、育兒相談所、母子相談所の經營等々。その趣意書は次の通りである。

我が國に於ける乳幼兒(五歳迄の子供)の死亡率が、歐米諸國に比し逐年増加しつつあるの實狀は、我が帝國の將來にとつて誠に憂慮に堪へないところであります。これが爲め政府當局者はその對策に頭を悩まし、社會事業家はその保護に努力して居ります。

併しながら、如何に國家が立派な兒童保護の方法をたてましても、また社會事業家がどんなにその保護指導に狂奔しましても、一般家庭に於て兩親の育兒に關する注意が行届かなかつたり、努力が足りなかつたりしましては、決してその効果を擧げることが出来ません。

もと／＼子供は大人のやうに、自分で自分の不幸や苦情を世に訴へる力がありません。唯だその生存の總てを兩親に託し、その將來の一切を保護者の手に委ねて居るのでありますから、彼等の正常なる發育を遂げしむる責任の全部は一にかゝつて世の家庭と兩親との上にあるのであります。

されば國民舉つて力を協せ、乳幼兒死亡率の降下に努め、不良少年の遞減を計り、以て此の憂ひから家庭を救ひ、不安から社會を開放することこそ何より刻下の急務であると存じます。

我が大日本育兒協會が生れたる所以は、實に此處にあるのであります。

故にその目的を達する爲めに、育兒に關する雜誌圖書の發行、諸集會の開催及び幼稚園、育兒相談所等の經營、其他必要なる事業は着々實行して参ります。

本協會が能くその使命を果すや否やは、私たち同人の熱誠と努力によるのは勿論であります。また皆様の御協力に俟つところが甚だ多いのであります。どうぞ本協會の發展の爲めに皆様の深甚なる御愛護と御援助とを希ふて已まないであります。

東京市神田

大日本育兒協會

第二章 貧兒保護事業

一 就學兒童保護

(1) 不就學兒童數 我國に於ける學齡兒童數は昭和三年三月末日現在九、五六五、九五二人中、不就學兒童數は五一、二一五である。しかし不就學兒童は年々漸減の傾向にあるが、今尙ほ小學校令第三十三條の規定があつて、貧兒又は病兒に對する就學の猶豫若くは免除を認めて居ることは不就學兒童數を相當多數に上らしめてゐる所以であらう。

學齡兒童 (昭和三年三月末日調)

種別	男	女	計
就學	四、八四三、九三二	四、六七一、八二六	九、五一四、七五七
不就學	二、四六五	二、六五〇	五、一一五
計	四、八六七、五六六	四、六九八、三八六	九、五六五、九五二
就學歩合	九九・四九	九九・四三	九九・四六

(2) 就學獎勵 就學獎勵の爲には (イ) 學用品給與 (ロ) 食事給與等の方法が講ぜられてゐる。

(イ) 學用品給與に就ては年々文部省から普通教育獎勵費を道府縣に交付し道府縣に於てはその一部を支出して市町村又其他の團體に交付してゐる。それらの獎勵金は主として教科書若くは學用品給與に振り當てられてゐる。この種施設の爲めに兒童の就學出席状況は好轉してゐる。即ち大正十二年度に於ては就學歩合九九・二三%出席歩合九五・四〇%であつたが、大正十三年度には就學歩合九九・六九%出席歩合九五・七四%となつた。この成績により昭和三年よりは之に對して國庫より五十萬圓の補助を爲すこととなり、昭和四年度にも同額が配布せられた。昭和四年三月末兒童就學獎勵資金總額は二一九、二二六圓、道府縣支出額は一七一、〇三四圓、市町村支出額三七五、二四七圓である。

(ロ) 食事給與 中央社會事業協會の調査を以下摘記しやう (社會事業、第十三卷第十二號による)

(一) 沿革概況 我國に於ける學校給食の先鞭をつけたものは明治三十三年七月山形縣鶴岡市に於て各宗協同忠愛協會が貧困兒童救濟の目的を以て少數の貧困兒童に晝食の給與を爲したに始る。爾來發展して大正十一年に十數ヶ所の設置を見、大正十四年には五七の設置を見るに至り、昭和三年には一二九の多きに達した。而して給食兒童數二一、二四九名、經費七三、八五四圓の多きを示すに至つた。

(二) 府縣別設置状況 昭和三年度全國設置數一二九で、前年度に比し三五の増加を示してゐる。更に之を主催者別に示せば、學校主催八二、保護者並に市町村主催各一二、教育會八、私立團體五、校友會三

其他である。

(三) 學校給食實施の目的 最も多數を占むるは貧困救濟の目的のもの四八件にして次で榮養改善二五件、貧困救濟並榮養改善のもの十件等が主なもので上記の外低學年兒童養護、體育訓育の目的のもの等もあるが、貧困兒童に對して施行するものが多數である。

(四) 兒童の選定方法 榮養補給改善の目的のものにあつては學校醫の身體検査により、貧困救濟の目的にあつては學校職員、市町村當局者、或は方面委員等の貧困調査により決定す。

(五) 經費並その出所 昭和三年に於ける經費總額は七三、八五四圓であつて前年に比し約三、五〇〇圓を増し、最も多數を占めてゐるは生徒負擔によるもので五三、七三〇圓である。小學校兒童に要した費用は二〇、一二四圓であつて其中校費五、七四六圓、市町村費五、三一〇圓であつて乃ち公費によるものが全額の六割に當る。兒童の負擔は一割以下である。保護者會、教育會、後援會、就學獎勵會の如き準父兄の負擔にかかるものは二割内外である。寄附金は昭和三年度に於ては前年の三倍に當る一、四六一圓に上つてゐる。

(六) 給食期間 昭和三年度に於ては通年六二、冬期五〇、毎週一日二、其他一五計一二九である。

(七) 給食時刻 昭三年度に於ては晝食給與一〇四、朝食二、夕食三、間食一二、三食一、計一二二である。

(ハ) 給食種類 最も多いのは味噌汁である。味噌汁は單に冬季寒冷期温い副食物を與へ辨當を残りなく食せしむる爲のもので、味噌汁自體の榮養を餘り考慮しないものとの二種がある。味噌汁に次で多いのは普通食給與一八である。普通食に於ても單に米飯と僅かな副食物を

與ふるものと、十分榮養に注意せるもの等があるが、多くは飢餓を對象として榮養を顧慮しない状況である。

(九)一人一食に要する費用 昭和三年度に於て最も多數なのは白五錢至十錢のもの三八件で内容は前年度同様である。次で一錢乃至五錢並に五厘以下各三二件である。

(一〇)給食兒童數並給食總數 昭和三年度に於ては兒童數一九、一六人にして前年度に比し約五千名を増加してゐる。生徒は二、一三三名で約百名の増加である。給食總數は一、四五七、四七二で前年に比し約二十萬食を増加してゐる。

二 育兒事業

兒童保護事業中、最も緊急且つ根本的なものは貧困兒童に關する養育施設である。恤救規則及び棄兒養育米給與及び育兒院に關する費用に就ては前篇第一章に述べておいたから茲では省略する。

第三章 少年職業紹介並に指導

少年の職業指導並紹介の事業はその重要性に於て社會問題の主要位置を占めてゐる。少年が自己の身體、個性、能力等に就て何等の考慮を拂ふ餘裕もなく、賃銀生活へ追ひ立てられることは、常に本人のみならず社會的にも悲惨事である。

地方職業紹介事務局管轄小學校卒業兒童調 (昭和四年三月)

從來小學校に於てもこの問題を等閑視して居た譯ではないが全國的に組織的施設が一般に講じられてゐなかつた結果、成績の見るべきものはなかつたのである。

大正十四年七月社會局部長、文部省普通學務局長より地方長官及中央職業紹介事務局局長へ通牒を發せられ、小學校と職業紹介所が聯絡提携して職業の選擇指導並紹介に就て全國的組織的に活動することとなり、茲に斯業の紀元を劃するに至つたのである。

一 少年職業紹介所の施設概況

(1)聯絡小學校及卒業兒童數、現在職業紹介所二五一ヶ所中で、實際少年職業紹介事務を取扱つてゐる紹介所は一六六ヶ所である。昭和三年三月末全國小學校數は二〇、五八三校であるが、聯絡小學校は大正十五年一、九二五校、昭和二年二、六一一校、同三年二、八四〇校、同四年三、二五二校に増加してゐる。而して一職業紹介所に於て聯絡したる數は小學校數最も多きは四三二校、最も少きは僅に一校である。

昭和四年三月小學校卒業兒童調 (聯絡小學校) (三、二五二校)

校種	男	女	計
尋常小學校	一七六、七二	一六六、〇三七	三四二、七四九
高等小學校	九四、九五	五七、六五九	一五二、五九九
計	二七一、六六七	二二三、六九六	四九五、三四三

地方事務局	聯絡小學校數	尋常小學校		高等小學校		合計				
		男	女	男	女	男	女			
東京	1,103	76,811	71,949	148,860	43,326	27,935	71,261	110,117	99,944	310,041
大阪	853	50,243	47,217	97,460	21,398	13,071	34,470	71,661	60,199	131,860
名古屋	1,017	36,935	35,085	72,020	21,617	11,426	33,043	58,453	46,511	105,064
福岡	180	12,663	11,856	24,519	8,684	5,326	13,910	21,477	16,610	38,087
計	3,253	176,722	166,037	342,759	94,955	57,659	152,614	271,647	233,696	505,343

(2) 聯絡小學校に於ける施設状況、聯絡小學校に於ける施設は凡そ次の如くである、(イ)學級編制、(ロ)擔任教員の詮衡、(ハ)職業指導係、(ニ)性能検査、(ホ)教材研究、(ヘ)職業調査、(ト)職業経験、(チ)職業指導科の特設、(リ)卒業期兒童の就職斡旋、(ヌ)就職後の保護指導。

(3) 卒業兒童の希望調査 聯絡小學校三、二五二校に於ける昭和四年三月卒業兒童四九五、三四三人に就ての希望調査は次の如くである。

區別	小學校卒業兒童希望別調 (昭和四年三月)		昭和四年度少年求人數調 (中央職業紹介事務局發表)		
	男	女	男	女	
上級學校入學希望者數	1,585	1,244	2,850	4,106	
家事に従事希望者數	5,748	6,923	8,449	3,622	
職業に従事希望者數	5,739	29,988	7,643	24,337	
計	27,647	33,696	79,775	110,030	
					100

(4) 求職者數 昭和四年三月の聯絡小學校及兒童數は前項記載の通りであるが、卒業後直に職業に従事せんとする者は八七、三八六人で總數の一七・六四%である。而して全國一六六ヶ所の職業紹介所に求職の申込を爲した者は六九、六四一人で、卒業後直に職業に従事せんとす

(5) 求人開拓 求人數の調査開拓に就て中央及び地方職業紹介事務局に於ては、主なる求人者に對し依頼狀を發送して開拓に努めた結果は、求人總數一一〇、〇三〇人を算した。その内譯を表示すれば次の如くである。

(6) 少年職業紹介所委員會の設置 小學校職員、職業紹介所職員、醫師、雇傭主、社會事業關係職員其他少年職業紹介に關し學識経験ある者を以て少年職業紹介委員會を設置し、少年の職業指導乃至紹介に關する事務を執掌せしむべく、大正十五年以來之が設置を督勵してゐる。

その結果初年度に一九、昭和二年度二七、同三年四二、同四年四九の増設を見るに至つてゐる。

(7)適性検査に關する施設 適性検査の設備を爲せる紹介所は從來、東京市少年職業紹介所、東京府職業紹介所、大阪市中央職業紹介所に過ぎなかつたが、漸次之が施設を増加して昭和四年度には六四ヶ所の多きに達してゐる。

二 少年職業紹介所の取扱成績

昭和四年度に於ては求職者六九、六四一人中、紹介人員四八、七四八人にして求職者總數の六九・九九%に當り、就職者は二八、四七九人にして紹介總人員の五八・四二%に當てゐる。之を職業別に見るに見習工三四・一四%、小店員二二・六九%、給仕一〇・七七%、事務見習は最も少い。之を表示すれば左の通りである。

少年職業紹介成績 (昭和四年三月小學校卒業兒童)

職業別	求人數		求職者數		紹介人員		就職者數	
	男	女	男	女	男	女	男	女
事務見習	一、三六四	一、一三三	二、三九六	五、二二五	四、一三二	九、三三六	一、五八八	一、五八八
給仕	三、四四九	一、一三〇	四、五七九	八、一九八	三、〇五九	一、二五七	四、八二八	七五二
小 店 員	三、七三六	二、八五〇	四、〇一六	一〇、四七九	四、四一四	一、四八三	五、〇五九	一、四〇八
見 習 工	三〇、一六三	八、四四九	三八、六二二	一四、九六五	四、一九三	一四、八九三	二、九一七	九、七三三
其 他	七、六四三	一、六九四	二四、三三五	六、二二五	八、九八二	一、五〇九	三、三三三	五、六六七
合 計	七九、七七五	三〇、二五五	一一〇、〇三〇	四四、八七二	二四、七六九	六九、六四一	三〇、二二一	二八、四七九

三 就職後の指導及保護

就職後の指導及保護に就ては充分なる施設が行はれてゐるのではないが、大體次のやうなことが爲されてゐる。

(イ)職業紹介所職員の訪問 (ロ)教員、雇傭主及父兄と協力指導(ハ)通信による指導及保護 (ニ)其他、例へば業務の餘暇職業に關する知識の修養に力めしめ、補習學校入學の便宜を與ふる等々。

第四章 不良兒保護事業

一 少年審判所の保護處分

官報に依り東京及大阪兩少年審判所に於ける昭和四年中の保護處分に附せられた統計によれば、受理件數は一八、六八六件にして終結したるもの一二、七四九件である。この中審問不

開始八、二一九、保護處分に附したるもの四、五〇四件である。次に保護處分の内譯を示せば次の如くである。刑罰法令に觸れたるもの或は虞あるものの男女別に就いては第四部第八表参照。

保護處分	訓戒	保護者引渡	保護團體等に委託	少年保護司觀	感化院送致	矯正院送致	其他	計
男	三、七三三	六	一五九	—	—	六	六、四二五	
女	三、五七	七	二〇	—	—	—	一、五三九	
計	四、〇九二	一三	一七九	—	—	六	二、四、五〇四	

二 全國感化院現況

感化事業の現況を述べれば昭和四年四月一日現在に於て國立感化院一、道府縣立感化院三九、代用感化院一二、私立感化院四、合計五六であり、道府縣立感化院を設けずして尙代用のみを有する地方が一府七縣に及んで居る。これらの中官公立及代表の感化院に收容の少年總數は昭和二年末現在に於て院内二、〇四七人(男一、八六九人、女一、五二一人)院外委託及假退院七八一人(男七二七人、女五四人)總計二、八二八人(男二、六二二人、女二、〇五五人)である。

然るに現行感化院及矯正院によつて感化教養を加へられつゝある兒童は總數二、八〇〇餘に過ぎざる状態であつて、之を全國の不良少年の總數に較べると其一部分に過ぎないので

ある。これらの不良少年は全く保護教養の機會を失してゐる状態である。この點で現行感化法の改良に關しては既に社會事業調査會に審議せられてゐるし、昭和五年三月十日は恰も同法發布三十週年に相當しこれを機として同法改正の機運は更に動いてゐる。

三 警察署の視察に係る不良少年調(社會局保護課、

昭和三年末に於ける全國の視察に係る不良少年視察人員は一〇、一四一人にして年末現在數は八、〇一四人である。其内、年内移動種別中(イ)改換の爲視察解除六一〇、感化院に入院二五三、入監六四、他府縣へ轉出四二二、行衛不明一八四、死亡六四、其他五三一である。之を年齢別によつて表示すれば次の如くである。

在現末年	計		計
	男	女	
百分比	〇・三	三・三	七・六
	一・五	一・七	一・〇
	一、五七三	二、〇三三	一、〇二五
	五、四三三	八、〇	八、〇二四
	六、九九九	六、三三三	一、〇
	一、四一七	一、七四四	一、〇
	八、一三三	一、七四四	一、〇

四 少年保護協議會

(一)第十四回九州地方感化院長會議 昭和四年四月十七日より三日間、大分市大正紀念館。北信五縣感化事業打合會 昭和四年七月十、十一兩日 長野縣松本市役所。
 全國感化院長會議 十月二十一日から三日間、社會局。協議事項

(イ)感化法實施の現況に鑑み左の諸點に關し改善すべき事項如何 (1) 入院前に於ける一時保護に關する事項 (2)感化處分に關する補助機關に關する事項 (3)中等學校等との連絡に關する事項 (4)退院後の保護に關する事項 (5)國立感化院との連絡に關する事項 (6)感化院と他の法令との關係に關する事項 (ロ)兒童教養上適切有効なる方法の實施狀況如何 感化教育會總會 昭和四年十月二十四日 内務省社會局

五 校外教護聯盟設置

大阪府下各中等學校長は本年三月十三日府廳會議室に會合し、府下中等學校々外教護聯盟に付き協議の結果、府下の各中等學校は全部同聯盟に加入し、各中等學校から七、八名の教護係を選任し、聯盟本部を府廳督學課に置き、中等學校生徒の校外監督を組織的に統一することを目的として成立するに至つた。これが爲めに同聯盟は警察を始め方面委員、少年保護協會等の私設團體とも連絡を保つて不良學生を取締る他、各方面の調査研究、善行生徒の表彰、貧困生徒の救援或は學生愛護の宣傳も行ふが、主として生徒の不良化を系統的綜合的に防止せんとするものである。

第五章 病弱兒保護事業

一 病弱兒保護施設

體質虛弱なる兒童のため海濱又は林間に保護所を設け健康の増進を圖ると共に適度の教育を施す處の施設がその主なる

ものである。

第四十二回内務省統計報告によれば、昭和二年度病弱兒保護施設數は全國に一三、之に要した經費二六七、一三四圓で保護人員は三八一人(延人員五一、二二七人)、給食六五、五〇五人である。

二 日本赤十字社夏季兒童保養所

昭和四年度に於ける日本赤十字社夏季兒童保養所は、本社支部單獨開始のもの二十八支部三十五ヶ所、共收容兒童四千八十五名である。更に他の團體と共同施設豫定のもの三支部十二ヶ所、共收容兒童二千九百三十名、他團體施設の夏期聚落事業に對し、經費の一部若くは人員物件を以て援助するもの四支部に及ぶ豫定である。

〔附〕 兒童保護事業に關する體系(社會事業調査會の決定による)

兒童保護事業は其の創始相當古きものあるに拘らず未だ法制の存するもの極めて尠なく又公私經營の分界、監督助成の方法等整備せず之が發達は遅々たるの狀況に在り。續つて兒童に關する各種の事相を觀るに乳幼兒の死亡率は依然として高く又貧困兒、不良兒、病弱兒、異常兒等は漸増の傾向をさへ示すに拘らず之等兒童の保護教養は普及徹底を缺き或は單に私的事業に委ねらるゝ等遺憾の點尠ならず、之を放置せんか延ては國民の健康を低下し産業能率の不振を來す等其の弊の及ぶ所測り知るべからざるものあらん。然るに我邦人口の激増と過剩の事實より考察して往々兒童保護問題の對策を忽にする者なきにあらざるも、該事業は國民の質の改善を目的とするものにして、人口の

量の問題解決と混同すべきに非ざるや論なし。

從て兒童保護事業の體系を整備し之が改善を圖り組織的發達を促すは現下喫緊の要務なりとす、依て爰に左記要綱に依り兒童保護事業の體系を確立することを要す

一、妊産婦保護

産院、巡回産婆、妊産婦相談所等の施設は現在に於ては概して公私經營併立の状況に在りと雖も斯くの如き相當の施設と經費を要する事業に付ては漸次市町村の經營を獎勵し其の經費に對しては國庫補助又は低利資金の融通に依り助成を爲すこと

二、乳幼兒保護

(イ)託兒所は労働者及小額所得者の乳幼兒を預り之を保育するの施設にして幼稚園と趣を異にし兒童の健康保護及家庭生活の改善等を主たる目的とし今後益々之が普及發達を圖るの要あり從て經營主體は現在と同じく官公私併立に依るを適當とするも更に國庫補助等に依る助成方法、職員の資格、待遇等に關し制度を樹立すること

(ロ)兒童健康相談所、乳兒院、牛乳配給所等の施設は現在に於ては公私經營併立の状況に在と雖も此種事業は妊産婦保護施設と同一く市町村に之が設置を獎勵し國庫補助又は低利資金の融通に依り助成を爲すこと
兒童及妊産婦の健康相談に關する施設に付ては別記保健衛生調査會決議に依る小兒保健所指針に依ること(別記省略)

三、病弱兒保護

虛弱兒保養所、兒童病院等の施設は現在に於ては多く私的經營に屬するも斯の如き完全なる設備と多額の經費を必要とする事業は國庫補助又は低利資金の融通に依り漸次都市に對し之が設置經營を獎勵助成

第四部第三篇 兒童保護事業

すること

四、貧困兒童保護

貧困兒童保護に關しては先づ曩に本調査會の審議決定せる別記兒童扶助法案要綱に基き之が制度を樹立するを適當とするも漸次扶助を受ける者の範圍を擴張する等一層充實を圖るの要あり而して貧兒保護の施設たる育兒院に付ては特に經營者に其の人を得るを要するを以て將來に於ても私的經營に重きを置き之が適切なる獎勵助成を圖ること
尙現行小學校令は貧困兒童に對する就學猶豫及免除の除外例あるも之が規定に適當の改正を加ふると共に貧兒の就學保護獎勵の施設を充實すること

五、少年職業指導並労働保護

少年の職業相談所紹介事業及労働保護等に付ては曩に中央職業紹介委員會に於て審議決定せる別記少年職業紹介事業改善施設要綱に依り適當なる施設を講ずること

六、兒童虐待防止

兒童に對する親權の濫用、放任、其他兒童に對する虐待行爲を除去し心身上甚しき弊害多き特殊業務に兒童を使用するを制限し又は報酬を得て乳幼兒を養育する者に對し取締の途を講じ之等の保護を圖るは極めて緊要なるを以て兒童虐待防止並保護に關する制度を確立すること

七、不良兒童保護

不良兒童保護に關しては曩に本調査會に於て審議決定せる別記感化法改正案要綱に依り現行感化法を改正するの外感化事業の普及充實を圖ること

八、異常兒童保護

不具兒童の保護教養に付ては盲聾啞教育の外未だ之が施設の見るべきものなきを以て公私の施設に對し適當なる獎勵助成の方法を講じ之が發達を圖るの要あり又精神薄弱兒童の保護に關しては不良少年及犯罪者の發生豫防、人種改良等より考察し之が制度を樹立すること極めて必要なるも本問題は一般精神障礙者保護と併せ考究すること

第四篇 社會教化事業

第一章 總 說

社會教化事業は教化的手段によつて社會民衆の精神的向上を圖るものを謂ひ、之を大別すると、消極的に教化手段によつて社會的・道徳的・缺陷を除くことを主とする矯風事業、融和事業の如きものと、積極的に智徳を涵養して庶民生活の進歩發達を圖ることを主とする隣保事業、國民教化事業、勞働者教育、青年指導等の如きものである。

社會教化事業に關する社會事業調査會の決定は左の如くである。

社會教化事業に關する體系（社會事業調査會の決定による）救貧、防貧等に關する各種社會施設は社會教育施設と相俟ち始めて能く社會事業の使命を達成し得べきなり而して社會教化の事たる其の基調を社會民衆の精神的向上に置く從て之が手段は他の社會事業の各部門と自ら其の趣を異にし之が目的の達成に一層の困難あるを免れず而して從來

に於ける社會教化施設の狀況を見るに其の施設の内容運営の型態等區々に分れ之が統制組織の上に於て完備せざるものあるを以て左記要綱に依り社會教化事業に關する體系を確立するを要す。

第一 隣保事業

隣保事業は隣保相扶の精神に基き環境の改善、近隣居住者の教化指導を爲すを主眼とするものなるを以て民間篤志家の力に俟つべきもの極めて多きは固より其の所なりと雖も會館其の他の設備並に之が經營に相當多額の經費を要する關係よりして單に之を私人の經營に委するのみならず公的經營も亦時に其の必要あるを認む而して本事業經營も亦時に其の必要あるを認む而して本事業經營の適不適は近隣居住者の精神上に及ぼす影響頗る大なるを以て公私何れたるを問はず人格的要素を主とすべきは勿論常に克く他社會事業との聯絡を圖り更に之が助成誘掖に充分の力を用ゆると共に其の創設並に經營に要する經費に對しては國庫に於て相當の補助を爲し其の所要資金に對しては低利資金融通等の方法を講ずること

第二 矯風事業

矯風事業は禁酒、廢娼其の他社會風紀の維持改善を目的とする精神運動なるを以て民間團體又は篤志家の努力に俟つべきもの多しと雖も一面時代の趨勢に顧み關係法制の徹底並に完備を圖ると共に教育方面との連絡を一層緊密ならしめ之に關する施設に對しては國庫に於て相當補助を爲し之を助成すること

第三 餘暇指導事業

勞働者、使用人等に關する餘暇指導に關しては從來施設の見るべき

者甚だ少しと雖も此の種施設の充實完備は民衆教化の上に最も緊要なるものに屬するを以て關係法規の完備と相俟ち娛樂施設、休養施設、兒童遊園等の普及改善を圖り之れが指導獎勵に努むること

第四 融和事業

融和事業の基調は國民多年の因襲に由る差別觀念の芟除に在り從て民間團體及篤志者の國民教化に俟つべきもの多しと雖も一面環境の整理文化の向上等相當多額の經費を要する施設を講ずる必要あると共に所謂差別は地方に依り趣を異にするものあるを以て必ずしも劃一的方法を以て臨み得ざるの實狀に在り即ち曩に本調査會に於て審議決定せる別紙融和促進に關する施設要綱に準據し國に於ては主として經費を要すること大にして且つ比較的に普遍的に施設せらるべき事項並に公私の諸施設に對する補助又は低利貸金の融通等の助成を行ひ公共團體に於ては其の地方的必要に應ずべき諸施設を講ずること

第五 教化事業

以上の外各種教化事業中社會事業として經營せらるる施設に對しては公費を以て補助を爲し之が助成に努むると共に官公の方面に於ても社會の實情と民心の歸向とに周到なる注意を拂ひ必要なる經費を支辨して適切有効なる施設を講ずること

融和促進に關する施設要綱 融和促進の解決に資すべき方途固より多岐なるべしと雖も要は因襲に基く差別的偏見を芟除し國民相互の覺醒を促すと共に地方の實情に應じ生活の向上安定を圖るの方策を樹て以て共存共榮の實を擧げしむるに在り而して左記各項の施設を講じ之が徹底を期するは現下の社會事情に鑑み最も緊要なりと認む

一、融和事業に關する各般の計畫調査並に獎勵の爲中央地方に機關

を特設し融和事業の擴張充實を圖ること

イ、融和事業の現状に鑑み主務省に一課を設くること

ロ、融和事業に従事する爲地方廳に社會事業主事又は社會事業主事補を置かしむること

ハ、融和事業に従事する爲め主要市町村に專務職員並に委員其他の機關の設置を促すこと

ニ、中央地方の行政各部局は融和事業に關し其の連絡を一層緊密ならしむること

三、融和團體の設置並に活動を促進すること

イ、中央地方に於ける融和團體相互の連絡提携を一層緊密ならしむること

ロ、主要府縣にして未だ融和團體の設置なき向に對し之が設置を勸奨し其の實現を期すること

ハ、既設團體の活動を促進し地方の實情に應じ一層適切なる施設を講ぜしむること

四、融和觀念の徹底に關し一層適切なる施設を行ふこと

イ、講習會、講演會、協議會、懇談會、活動寫眞會等の開催、印刷物の配布等に依り融和觀念を強調すること

ロ、官公署、學校、青年訓練所、軍隊、寺院、教會等に於て教育、教化等に際し融和觀念の徹底に努めしむること

ハ、融和に關する美談、美蹟を蒐集調査し選奨其他の方法に依り融和促進に資すること

ニ、宗教團體、教化團體、戸主會、婦人會、男女青年團體、社會事業團體其他各種の團體に於て協力して融和觀念を高唱せしむること

ホ、會社、工場等多數の従業員を有する向に對し融和觀念の普及を圖らしむること

五、融和の障礙となるべき事象の除去に努むること

イ、官公署、軍隊、學校、銀行、會社等の職員採用、待遇等に關し取扱を異にせざるの趣旨を徹底せしむること

ロ、祭祀、婚儀、葬禮、社交又は借地、借家、小作、金融、團體の組織等に於て社會生活上の機會均等を妨ぐるが如き弊風の打破に努むること

ハ、差別的言動は絶対に之を爲さざるの風を徹底せしむること

六、各種各程度の教育の普及向上を圖ること

イ、中等教育、専門教育に關する獎勵の施設を講ずること

ロ、小學校教育、補習教育、社會教育、徒弟教育等に關する普及獎勵の施設を講ずること

七、經濟並に文化の向上、環境の整理に關する施設を完備して融和の促進に資すること

イ、生業資金の貸付、職業轉換、移住の獎勵、共同作業場、授産場の設置、副業の獎勵、産業組合、漁業組合の獎勵等の施設を講ずること

ロ、隣保館、集會所、圖書館等の設置並に趣味の向上に關する施設を講ずること

ハ、地區の整理、住宅の改良、道路の改修、給水排水の設備、共同浴場、診療所の設置等の施設を講ずること

八、融和事業従業員の養成に關する施設を講ずること

以上諸施設に對し政府は其の指導獎勵に萬遺算なきを期すると共に

左記各項に依り相當の經費を支出し其の實施並に助成に努むるの要ありと認む

一、主務省に於て職員の増置其の他融和事業の調査獎勵の爲相當經費を支出すること

二、地方廳に於て融和事業の爲め特設する職員に關する經費を補助すること

三、融和團體獎勵に關する經費を増額すること

四、生業資金貸付に關する經費を支出すること

五、育英獎勵に關する經費を増額すること

六、主要なる地區整理に關する經費を増額すること

七、地方廳の融和事業費に對する補助を増額すること

附 帶 決 議

第一、以上各項に就ては政府、公共團體、融和團體等相協力提携して夫々必要と認むる施設を講じ之が實効を擧ぐるに努むべきは勿論なるも現下の實情に鑑み大體左記に依り之を實施し以て速に融和促進の實績を收むるに努め社會福祉の増進を圖るに於て萬遺憾なきを期せられむことを望む

一、主として政府、公共團體に於て施設すべき事項

一、融和問題に關する調査研究に努むること

一、融和事業に關する機關の充實擴張を圖ること

一、融和事業に關し官公署に於て連絡上遺漏なきを期する爲適當なる方法を講ずること

一、教育上學生、生徒に對し融和觀念の普及涵養に努むると共に教科書の編纂檢定に際し一層共存共榮の徳目を加へ之が徹底を期すること

と

一、官公吏、軍人等に對し融和觀念の普及徹底を図ること
一、職員採用待遇に關し差別を設けざると共に一般に對し其の趣旨を徹底せしむること

一、軍隊、學校、會社、工場其他適當なる機關を通じ差別的言動は絶對に之を爲さざるの風を徹底せしむること

一、教育、經濟並に文化の向上に關する施設を完備すると共に融和團體其他の斯種施設を一層獎勵助成すること

一、地區整理其他の環境改善に關する施設を完備すると共に一層之が獎勵助成に努むること

一、宗教團體教化團體其他社會事業團體をして融和觀念の普及徹底に努めしむること

一、融和團體の運動を促進する爲め適當なる獎勵助成の方法を講ずること

一、主として融和團體に於て施設すべき事項

一、一般民衆に對する融和觀念の普及徹底に努むると共に特に婦人の自覺を促進せしむる施設を講ずること

一、宗教家、教育家、社會事業關係者の理解を進めて融和促進に關し一層協力を求むること

一、融和問題に關する調査研究を爲すこと

一、融和事業従事者の養成に關する施設を講ずること

一、差別事件の調停斡旋に盡力すること

一、祭祀氏子關係團體の組織其他社會的差別事象の芟除に努むること

一、教育、文化並に經濟向上に關する施設を講ずること

一、融和團體相互の連絡を緊密にし其の協力活動を促進すること

第二、内鮮融和問題に關しても國民融和の精神に則り相當調査攻究を遂げ之が解決に關し適切なる施設を講ぜられむことを望む。

第二章 社會教育

一 學務部長會議

昭和四年八月開催の府縣學務部長會議に於ける文部省指示事項の概要は次の通りである。

「社會教育は學校教育以外に於て廣汎なる領域を有し其の對象及教育内容等に於ても極めて多種多様に涉るものにして將來伸張を要する部面甚だ多し。加之時代の趨勢と社會國家の實情とに顧み國民一般の資質と能力とを充實して文化の向上と國運の隆昌とを企圖するは斯の種教育の振興に俟つ所尠しとせず。本省に於ても此等の點を顧み今回新に社會教育に關する一局を創設したるを以て今後益々斯の種教育の内容を整備し時代の要求に應ずるあらむことを期す。……」

「……青年訓練所は義務教育を卒へて直ちに實社會の實務に従事する全國大多數の青年に對し業務に従事するの傍ら生活に必要なる智能の修得と人格の修養との機會を與ふるものにして心身の變動期に於ける青年を對象とする重要な教育機關なりとす。隨て此等教育の充實を圖るは國民思想を中正ならしめ其の資質を向上し人格的教養を完からしむる上に於て最も緊要なるのみならず一國元氣の源泉を涵養し延いては國家産業の進展と地方の開発振興とに資する所以なりと信ずる

が故に本省に於ては今後益々此等教育機關を以て社會教育の根幹とし之が振興を圖る上に最善を盡さんとす」

協議事項 ▲教化動員に關する件 ▲教化團體に關する件 ▲移植民教育に關する件 其他

二 文部省主催成人教育概要

昭和三年度に於ける文部省主催成人教育講座の成績は、前年度に比し更に全國的擴張を圖り、東京市に在りては四ヶ所に於て本省之を實施し、京大始め直轄學校二三校に、北海道を始め一道二九縣に委嘱して、總計一二二ヶ所開設した。統計を擧げて概要を示せば次の通りである。

▲講座開設地 九九 ▲講座數 二七二 ▲延回数 二、四八〇 ▲延時 間五、三六九 ▲聽講者 二一、四四〇（内婦人三、五五一） ▲講座科目 公民、農業、工業、商業、法律經濟、婦人家庭、文學、社會、自然科學、地歴、美術、醫學衛生、趣味。 ▲聽講者年齢別 二〇歳迄 三、一七五、廿五歳迄 六、六七六、卅歳迄 四、〇八四、卅五歳迄 二、四六四、四十四歳迄 一、六六〇、五十歳迄 一、四九九、六十歳迄 三、六七、六十一歳以上 一、二三、不明 三三、計 二〇、〇八一、 ▲聽講者學歷別、不就學 一〇、小學半途退學 六五、小學校卒業 二、七七八、高等小學校卒業 六、六三四、補習學校卒業 二、五八四、中等學校半途退學 八六五、中等學校卒業 五、九八八、專門學校半途退學 一八五、專門學校卒業以上 七二五、不明 二四七、計 二〇、〇八一、 ▲聽講者職業別、農 四、八三五、工 一、一〇〇、商 一、九〇〇、會社銀行員 一、七〇五、官公吏 二、七九四、神職僧侶 八四、産婆・醫師・藥劑師 一六七、軍人 二二三、學校職員保母 二、〇八

四、職工技術者 二、四三六、無職 一、六三五、其他 一、〇五〇、不明 六八、計 二〇、〇八一。

三 圖書館

一、圖書館統計

昭和三年三月末の調査によれば、全國に於ける圖書館數は四、三〇六として、内官立 一、公立 二、九六二、私立 一、三四三である。これら圖書館に所藏する圖書冊數は八、一八一、八七八冊であつて、内官立 四一四、〇〇〇、公立 四、九〇八、〇〇〇、私立 二、八五九、〇〇〇冊である。而して昭和二年末閱覽人員は二二、一六四、五九五である。尙ほ各地方別及び累年別の詳細に亘つては第四部統計第九表参照。

二 圖書館協議會並に職員養成

第二十三回全國圖書館大會 昭和四年五月一日より十三日まで三日間東京に於て開催、出席者二百二十名、▲文部大臣諮問、勞働者教育に關し圖書館として施設すべき事項如何 答申案 勞働者教育に關し圖書館にして施設すべき事項多しと雖も特に左記事項に注意すべき必要ありと認む。一、勞働者の生活及心理を理解するに努むること 一、勞働者の讀書傾向を調査すること、一、勞働者讀書趣味の涵養及指導に留意すること、一、勞働者の休暇日を善用すること、一、勞働者に對し圖書貸出或は給與の便を圖ること、一、勞働者宿泊所等に對し文庫を出すこと、一、工場、組合等との連絡を圖ること、一、學校擴張事業及職業教育の助成援助に努むること、一、他の社會施設機關との連絡を圖ること。

▲協議事項 一、図書館普及の爲め左の二件を其筋へ建議せられたし、(イ)図書館令を學校令に準じ改正するの件、(ロ)各道府縣に図書館主事を置くの制を設けられたき件、二、本邦図書館協會に於ては基礎となるべき図書館法規を定められたし、三、如何にせば地方小図書館は最も有意義に活動をなす事を得るや、四、如何にせば中央図書館と地方図書館との連絡を密接ならしむる事を得るや、五、図書館の附帶事業承はりたし、六、婦女子をして最も多く図書館を利用せしむる施設方法如何、七、カードの印刷は一般に黒色なるも其可否に就き調査するの必要なきか、八、圖書の掃除に真空掃除機を使用するの可否、九、圖書消毒法として最も効果ある方法承はりたし、且つ其經費如何十、最も適當なる圖書消毒法如何。

四 青年團

文部省の調査によれば、昭和三年三月末現在に於て全國青年團の團體數及團員數は二七、八七五團體四、〇七三、二八五人であつて前年三月現在に比すれば團體數に於て二、一〇五、員數に於て二六一、五四八人を共に増加してゐる。(第四部統計、第十表參照)尙ほ、青年團の運動に就ては第五部に詳述するを以て茲に之を略す。

第三章 教化事業

一 隣保事業

昭和四年三月末に於ける事業數は八三、其内市營一六、村

營二であつて其他は概ね斯業に熱心な篤志家を中心とする團體の經營であるか純然たる個人の經營である。事業の性質上通例行はれてゐるものは、學級組織による初等教育、補習教育、勞働者教育等の外、定期又は随時に講演會、講習會、討論會、讀書會、研究會等を開催し、俱樂部組織によつて音樂會、文藝會、演劇會等を行ひ、尙ほ近隣の家庭訪問、健康訪問等によつて社會調査を爲し、託兒事業、圖書館、人事相談、救療事業等の施設が主要なものである。現在經營中のものでは、東京市本所區柳島元町の東京帝國大學セツトルメントが異彩である。

二 教化總動員

文部省では國民精神作興、經濟生活改善のため教化總動員を計畫した。その要旨は次の如くである。

教化總動員要旨 熟々國家の現状を察するに、世局重大にして、時難頗る急迫せるものあり。外、國際の關係は姑らく言はず、内、國民の生活は儉安放逸に流れ、思想亦中正を缺くこと既に久しく、世態年と共に益々險惡ならんとす。今にして之を矯正するなくんば喉臍の悔遠からずして至らんも亦知るべからず。

願れば大正十二年十一月國民精神作興に關する詔書渙發以來茲に六年、此の間風俗匡勵せられざるにあらず、綱紀肅正せられざるにあらず。而も多年の積弊を一洗するに難く、浮華輕佻の習、近時却つて都鄙に洽ねからんとするは、民心の弛緩其の甚しきに至れるを證左す

るものにして、聖旨に對し奉り、恐懼に堪へざる所なり。繼て經濟界
輓近の趨勢を観るに、財政は中央地方共に膨脹し、貿易は累年輸入の
超過を示し、國債積んで六十億の多きに達するに不拘、國民の消費は
依然節度を超へ、國家經濟の危急將に目睫に迫らんとす。此秋に方り
内閣新に成立を告げ、時局匡救の衝に當る。就中國國民精神の作興と財
政經濟の整理緊縮とは、當面緊急の問題として、一面政府の英斷を要
すると共に、他面國民の自覺を促し、其の奮起に須たざるべからざる
ものあり。若し國民にして一たび憂國の至情を撥し來るあらんか、濟
世の猛志烈々火の如く、陋習を打破し、弊風を芟除し、以て現下の難
局を打開する、敢へて至難の業にあらざるべし。故に方今の急務は如
上の二項に對し、國民的自覺を喚起せしめ、舉國の協力に依り、其の
目的の達成を期するにあり。而して之が促進の方途素より多岐なるべ
しと雖、朝野協戮、教化の總動員を行ひ一般國民に對し、質實剛健、
勤儉力行を鼓吹するを以つて、最も有効適切なる計企となさざるべ
からず。

曩に 聖上陛下踐祚の後、朝見の御儀に際しては、日新以て更張の
期を啓くべき訓を垂れさせ給ひ、又即位の大禮を行はせらるゝや、紫
宸殿の御儀に於て、教化醇厚にすべき旨を宣し給ふ。聖意深遠洵に感
激に禁へず。退いて惟ふに教化は改風の本、易俗の源、之を醇厚にす
るは、世道を更張し、人心を一新せしむる所以なり。されば所在各地
の教育機關及教化團體は勿論苟も經世濟民を以て自ら任ずるもの、相
率ゐて國民覺醒の運動に従ふあらば、一代の風尙儆然として振起せん
こと毫も疑を容れざるなり、謂ふ所の教化動員は、即ち之を實現せん
とする一方途に外ならず。

若し夫れ、本運動の趣旨を鮮明ならしめ、更に其の効果を顯著なら
しむるの途に至りては、大略左記の内容を必須の要件となす。

一、本運動は左の二項を標榜し、極力之が徹底を期す。

(イ) 國體觀念を明徴にし、國民精神を作興すること。

(ロ) 經濟生活の改善を圖り、國力を培養すること。

一、本運動は朝野一致して之に當り、特に各種教育機關及教化に關
係ある民間諸團體並篤志者等の活動を促すこと。

一、趣旨徹底の方法は、講演、講話、印刷物の配布其他地方の實情
に應じ、最適最好の途を擇ぶべきも、簡易平明を旨とし、力めて
映畫を利用すること。

一、本運動は愛國的奉仕運動たるべきこと。

今や列強相競うて各々國力の充實に其の全力を傾注す、我國民たる
もの、深く思を茲に致し、國家百年の計を樹て、國力振興の基を固
せざるべからず。何の暇ありてか、苟且偷安、奢侈逸樂を是れ事とせ
ん。且つ夫れ國民精神の作興に力め、經濟政策の確立を圖るは存政の
要道にして寸時も忽にすべからざる所、況や現下の情勢に照らすに、
之が實績の如何は、直に國運の消長、民生の休戚に繫るといふも過言
にあらざるなり。然らば即ち此機を逸せず、中央地方相呼應して、教
化の總動員を行ひ、各々全幅の力を傾倒して、風教の振作に努むるは
是れ聖旨に奉答する所以にして、又刻下最も緊切の要務たるを信ず。

方法 一、地方長官會議に於て文部大臣より本教化運動に關する訓
示を爲すこと。二、文部省直轄諸學校長等に對し本運動の實施に付訓
令を出すこと。三、全國的組織を有する教化事業關係有力者を召集し
て、文部大臣並大藏大臣より本運動に關する訓示を爲すこと。四、新

聞雜誌の關係有力者を招きて、文部大臣より本運動の徹底に就き、共力を促すこと。五、學務部長會議を開きて、本運動實施方に付熟議を遂げしむこと。六、教化團體、青年團體、女子青年團體、宗教團體、婦人團體等の社會教化機關の活動を促すこと。苟も社會の指導的地位に立てる各團體並篤志者を糾合して、普邊且徹底的に本運動に當らしむること。各宗教團體は其の独自の立場に於て、又は道府縣教化團體聯合會と聯盟して、所屬の布教機關を通じ本運動に當ること。七、教化綱領並にパンフレットの編纂。本教化運動の趣旨を明かにし、關係團體並個人の活動の參考資料たらしむる爲め、學界、思想界並實務的方面の權威者に依頼し、之が綱領を編纂すること。尙講演の資料として適當なるパンフレットを編纂すること。但教化團體並宗教團體等は各自の主義教義等に、篤志家は其の懷抱せる意見に基きて該綱領を敷衍するを得しむること。八、映畫の製作。本教化運動の趣旨を普く一般國民に徹底せしむる爲め特に映畫の利用に重きを置く、即ち適當なる映畫を製作し説明書と共に、一定の利用條件の下に地方教化團體聯合會等に之を無償交付して講演、講習等の際必ず之を利用せしむること。此の映畫並説明書は關係官廳の専門家之に参加し正確にして權威あるものを作ること。九、ポスターの製作頒布並通俗的讀物の編纂。本教化運動の趣旨を一般國民に理解せしむる爲めポスター並に通俗的讀物(リーフレット、パンフレット)を製作編纂し各市町村に普く之を頒布すること。

一〇、講演、講話の開催(講談、浪花節、ラヂオ等を併用す)

教化總動員各府縣實施狀況 ▲九月四日、東京市 講師、府知事、市長、小橋文相、山川健次郎、新渡戸稻造、大谷尊山。▲九月十八日、

東京市、講師、栗屋文部次官、前田多門、井上準之助。▲九月九日、大阪市、講師、府知事、市長、森賢吾、鹿子木貞信、新渡戸稻造。▲九月十日、神戸市、講師、知事、市長、小橋文相、森賢吾、新渡戸稻造。▲九月十四日、福岡市、講師、二荒芳徳、深作安文。▲九月十八日、横濱市、講師、小橋文相、村川堅固。▲十月四日、講師、小橋文相、吉田靜致、青柳榮司。▲十月十二日、札幌市、講師、小橋文相、田澤義鋪、加藤吐堂。

實施計畫 ▲北海道、支廳市視學社會係を召集協議、教化團體其他の主なる團體の關係者を召集し長官より訓示、全道樞要なる市町村に於て講演映畫音樂會開催、本運動關係有力者へ講習會開催。▲東京府教化動員に關する訓辭指示(市區町村會長議、公私立中等學校長會議、小學校長會議、教化團體聯合會役員會議、青年訓練所主事指導員會、實業補習教育研究會、婦人會代表者會)其他(リーフレット、パンフレットの配布、ポスター、標語の募集) ▲神奈川縣、講演會、講習會、映畫會、音樂會、展覽會、其他。▲埼玉縣、講演會、映寫會、御選宮式當日全縣國旗掲揚、印刷物の作製頒布、産業組合大會、男女青年團長會議、學校長會議、市町村長會議。▲千葉縣、▲群馬縣、▲茨城縣、▲栃木縣、▲青森縣、▲宮城縣、▲山形縣、▲秋田縣、▲福島縣及其他に於て以上と大同小異の動員實施計畫がなされた。

第四回社會教化講習會 財團法人中央教化團體聯合會主催の第四回社會教化講習會は九月十四—二十日まで七日間、内務省社會局に於て開催。會員數不明。科目と講師は次の如し。明治天皇の憲法制定、金子堅太郎、我國立憲思想の發達、尾佐竹猛、東洋思想に現れた政治的理想、服部宇之吉、普選法とその運用、田川大吉郎、最近政治思想の

變遷、高橋清吾、公民道徳と政治、大島正徳、自治問題と社會教化、松井茂、現下の經濟問題、井上準之助、所有觀念の起原と發達、小林丑三郎、現代科學の發達と思想問題、田中龍夫、我國農村事情と其對策、東郷實

尙、教化事業團體の運動に就ては第五部參照。

第四章 融和事業

一 融和事業に關する行政及施設

(1) 融和促進に關する生業資金融通に關する件

昭和四年三月二十八日社會局社會部長の名によつて公布された。

一、貸付金の限度は一人に付最高二百圓一世帯に付最高三百圓を超えざること尙低額に付ては地方の實情により一定し難きも要は貸付の効果を擧げ得ざるが如き少額資金は之を融通せざる様留意すること。

二、貸付の利率は年四分八厘を超えざること

三、貸付期限は据置期限を合して可成最長期十ヶ年を超えざること

四、貸付決定に關し市町村に審査委員會等を設くる場合は要改善地區内外及市町村名譽職たる者等各方面より夫々適當なる委員を選出すること

五、貸付金の償還を容易ならしむる爲め可成月掛又は月掛貯金等の施設を併せ行ふこと

(2) 地方改善施設補助

政府は融和促進に關する演講、講習、融和事業委員會、共同浴場、

住宅改善、隣保館託兒所の建設經營、授産事業等に對して大正九年度より昭和三年度迄に交付したる國庫補助金は百六十三萬餘圓である。此の補助金は府縣の支出額と合して三百二十六萬餘圓となる。昭和四年度の補助交付額は一八四、八五〇圓を示してゐる。

(3) 地區改正

政府は大正十二年以來、施設最も急を要すると認められ、且つ相當多額の經費を要するもの二十縣二十ヶ所を選び、之に國費一二、〇〇〇圓を交付し、十ヶ年計畫を以て之が整理改善を期してゐる。現に之が事業繼續中の府縣は次の如くである。京都、大阪、兵庫、三重、滋賀、鳥取、岡山、廣島、和歌山、福岡。

(4) 育英獎勵

大正十二年以降營業成績優良にして修學の資力乏しきものに對しては國庫より學資を給與して中學校以上に就學せしむる方途を講じてゐる。昭和四年度の之が經費は十八萬九千圓を支出してゐる。

(5) 融和機關獎勵

昭和四年度に獎勵したる融和團體は左の通りである。因に、昭和四年度之が經費は十五萬圓である。

▲中央融和事業協會 ▲聖訓奉旨會 ▲京都府親和會 ▲本派本願寺一如會 ▲大谷派本願寺眞身會 ▲大阪府公道會 ▲兵庫縣清和會 ▲神奈川縣青和會 ▲埼玉縣社會事業協會融和部 ▲群馬縣融和會 ▲下野昭和會 ▲高知縣公道會 ▲愛知縣融和部 ▲静岡縣融和部 ▲山梨縣共愛會 ▲滋賀縣昭和會 ▲岐阜縣融和部 ▲信濃同仁會 ▲富山融和會 ▲鳥取縣一心會 ▲鳥根縣和敬會 ▲岡山縣協和會 ▲廣島縣共鳴會 ▲大和同志會 ▲愛媛養鄰會 ▲讚岐昭利會 ▲和歌山縣同和會 ▲德島縣融和團聯合會 ▲佐賀縣融和部 ▲大分

親和會▲熊本昭和會▲福岡親善會▲鹿兒島縣融和部、計三十五團體。

二 融和運動

(1) 全國融和事業協議會

中央融和事業協會主催の全國融和事業協議會は昭和四年五月三十、三十一兩日社會局に於て開催。

協議事項 一、今後融和團體の執るべき指導方針如何。二、未だ問題の起らざる地方に對し融和事業を積極的に實施すべき方針如何。三、内部同胞の自覺向上を實現すべき具體的方策如何。四、青少年婦人に對し融和觀念を普及徹底せしむる具體的方策如何。五、國民融和日に於ける適切なる施設如何。六、融和問題に對する方面委員の活動を積極的ならしむる方法如何。七、神社崇拜申込拒絶に對する方策如何。八、官公吏に對し融和思想を普及徹底せしむる具體的方策如何。

(2) 地方融和事業協議會

▲五月五日、近畿府縣融和團體協議會。▲本派本願寺一如會主催本願寺布教所に開催。▲五月二十三、二十四日、四國四縣融和事業協議會、徳島市千秋閣に開催。▲八月十六日、關東融和事業協議會、茨城縣下館町高等女學校に開催。

(3) 全國解放同盟の生誕と請願運動

昭和四年十月三十一日、東京に於て全國解放同盟が生れた。組織者は中央融和事業協會主催の融和事業指導者講習會の講習員からなる。

綱領 一、吾々は差別的偏見、差別的イデオロギー及び其の反映としての差別事象を克服し部落解放の全精神の貫徹を期す。一、吾々は内部同胞の自覺意識を強調し以て社會生活上自由の獲得を期す。一、

第四部第四篇 社會教化事業

吾々は人類平等の原理に立脚しヨリよき社會の完成を期す。

請願事項 昭和四年十月三十一日全國解放同盟は内閣總理大臣、内務、文部、大藏各大臣を訪ひ次の事項の請願を爲した。

一、全國師範學校生徒に特に時間を設けて融和に關する系統的知識を與へられたきこと。二、國定教科書中融和を妨ぐる恐れある文字を抹消せらるゝと共に小學校修身中特に國民融和に關する徳目を加へられたきこと。三、男女青年團に國民融和の精神を徹底せしむべき施設を講ぜられたきこと。四、全國教育者に融和問題に關する理解を徹底せしめられたきこと。五、地方長官に對し更に訓令を發して不合理なる差別芟除の貫徹を圖らしめられたきこと。六、地方改善事業費を三百萬圓に増額せられたきこと。七、差別言動取締法令を制定せられたきこと。八、差別事件に關し暴力行爲取締法の適用の上に特に考慮を加へられたきこと。

(4) 第二回國民融和日

第二回融和日は三月十四日に全國的に舉行された。各團體及各府縣の活動概況を省略して、中央融和事業協會のそれを記すれば次の如くである。

一、明治神宮參拜 一、講師派遣及映畫貸付 一、印刷物配布（リフレット）「全國民に訴ふ」十萬部。一、ポスター、繪葉書作製。一、融和時報特輯 一、ラヂオ放送。

三 融和團體

昭和四年末に於ける全國融和團體數は三六にして支會及郡市町村融和會を含めると二七二の多きに達してゐる。

融和事業團體創立 ▲四月四日、鹿兒島縣社會事業協會、▲四月四日、千葉縣社會事業協會

中央融和事業協會の昭和四年度事業 (一)調査——「融和問題の社會心理學的研究」、「歐米に於ける少数民族の同化政策」、史實及現況、(二)講師派遣、(三)講習會、(四)協議會、(五)懇談會——府縣學務部長會議の際特に懇談會を開く、(六)講演會、(七)功勞者選獎、(八)産業獎勵、(九)教育獎勵、(十)印刷物刊行——融和時報、融和事業研究融和事業年鑑、小冊子、(十一)圖書購入、(十二)映畫備付、(十三)標語及ポスター懸賞募集、(十四)戲曲懸賞募集、(十五)國民融和日、(十六)生産資金、(十七)獎勵金御下賜。

昭和四年度中央融和事業豫算

歳入	會費	六、〇〇〇	寄附金	三、五〇〇
	補助金	四、〇〇〇	圖書賣上	三、三〇〇
	雜誌賣上	一、一三〇	利子	七〇〇
	雑収入	一、〇〇〇	計	一九、五七〇
歳出	事業費	一〇、三〇〇	事務所費	一、三〇〇
	俸給諸給	四、六四〇	備品費	二〇〇
	消耗費	三〇〇	印刷費	二五〇
	旅費	七〇〇	交際費	五〇〇
	賞與費	三三〇	會議費	四〇〇
	通信費	三三〇	營繕費	一〇〇
	雜費	三〇〇	豫備費	一〇〇
計		一九、五七〇		

第五篇 社會事業に關する

調査

▲「昭和四年社會事業概観」——社會局發表 ▲「第八回社會事業統計要覽」——同上 ▲「融和事業年鑑」——中央融和事業協會 ▲「東京府社會調査概観」——東京府發表 ▲「不良住宅密集地區に關する調査」——京都市社會課發表 ▲「要救護者數調査」——社會局 ▲「東京市内要保護者に關する調査」——東京市社會局 ▲「ドン底生活者生活調」——愛國婦人會隣保館發表 ▲「淺草公園に於ける浮浪者の調査」——中央社會事業協會研究生協同調査發表 ▲「浪浮者調査」——神戸市、岡山市、福岡市、大阪市、東京市 ▲「兒童連行の乞食に關する調査」——東京市社會局 ▲「母子ホーム調査」——東京市社會局時報第一號 ▲「妊産婦保護施設に關する調査」——同上 ▲「愛知縣兒童研究所紀要第四輯」——同上 ▲「學令兒童に關する調査」——京都市社會課 ▲「大正十三年より同十五年間乳幼兒害因の統計報告」——警視廳衛生部發表 ▲「大正十五年乳幼兒死亡調査報告」——同上 ▲「日本氣候風土と乳幼兒死亡率」——岩崎辻男(勞働科學研究六の一) ▲「青少年の映畫興行觀覽狀況調査概要」——文部省發表 ▲「勞働階級の主要なる娛樂場としての活動寫真館の衛生學的批判」——川上六馬(勞働科學研究六の二) ▲「花柳病豫防法實施狀況調査」——衛生局

第四部 (社會事業) 統計表

第一表 社會事業費統計 (第四八回帝國統計年鑑に據る)

管 所 省 務 内	決 算 (千円)				
	大正十三年度	大正十四年度	昭和元年度	昭和二年度	昭和三年度
内務省所管總額	五、五〇九	四、一八二	五、六三三	六、九九〇	七、六三二
社會局費	五七三	二五五	四一〇	四九四	五四四
國立感化院費	四	五三	五三	五四	五三
健康保險國庫負擔金	—	—	八九三	二、四〇八	三、二四七
癡兵院費	二二五	二二	二二	二二	二二
職業紹介事務局費	一〇六	一五〇	一五〇	一七七	一五〇
國立癩療養所	—	—	—	四	七
軍事救護費	一、〇八五	一、〇〇九	一、一五五	一、二七六	一、〇一〇
地方感化院	一九二	一三三	一〇九	一一〇	一一三
補助費 (經常)	—	一六八	一八六	一九五	一九五
職業紹介所	—	—	—	—	—
精神病院	二六一	二六七	二六〇	一九七	二〇八
保健衛生	四三三	三三六	二〇五	二〇三	一九六
調查及獎勵費	—	—	—	—	—
社會事業	二七〇	二一九	二一九	二一九	二三〇
教化事業	九	五〇	五〇	五〇	五〇
失業勞働者救濟事業	—	七四	七九〇	七一一	—
補助費 (臨時)	—	—	—	—	—
公益質屋建設	—	—	—	—	—

第四部 統計表

紹業職方地岡福	介紹業職方地屋古名 內管局務事	內管局務事介紹業職方地阪大	
熊佐長福山	富石福岐三靜愛	高愛香徳和廣岡鳥島滋	

計

計

歌

本賀崎岡口	山川井阜重岡知	知媛川島山島山取根賀	
-------	---------	------------	--

一 一 二 七 五 二	二 一 一 二 五 四 八 四	一 五 二 一 一 五 一 一 一	
-------------	-----------------	-------------------	--

一 二 一 八 一 三	五 一 九 五 一		
-------------	---------------	--	--

二 二 二	一 一		
-------------------	---------------	--	--

一 一 五 九 四 三	三 六 一 二 六 五 八 五	一 七 五 一 一 五 二 一 一 二	
-------------	-----------------	---------------------	--

一 一 一 一 九 一 一	一 二 二		
---------------------------	-------	--	--

一 五 一 二 二			
-------------------------	--	--	--

二 一 四 一 五 二 一 一			
-----------------------------	--	--	--

一 一 五 二 五 三	三 六 一 二 七 五 二 六	二 八 五 一 一 六 四 一 一 二	
-------------	-----------------	---------------------	--

合計	内管局務事介			
	沖	大	鹿	宮
			兒	
		繩	分	島
			崎	
合計	二四二	六五	九	二二五
一	二七	一	一	二四
二	一	一	一	一
三	一	一	一	一
四	一	一	一	一
五	一	一	一	一
六	一	一	一	一
七	一	一	一	一
八	一	一	一	一
九	一	一	一	一
十	一	一	一	一
合計	二七	一	一	二四
合計	二五	一	一	二四
合計	二五	一	一	二四

第二表(其二) 職業紹介所紹介数月別表

昭和四年	求人数		求職者数		紹介状 交付数	就職者数	求職超過	求人百に對する	
	登録数	再來数	登録数	再來数				求職者数	就職者数
一	五三、六三三	六三、四三八	二〇、六六三	二〇、六六三	三三、五五一	一八、二〇〇	二四、四〇三	一一	三五
二	五二、六一〇	六一、一〇五	二四、三〇三	二四、三〇三	三三、三八四	一六、四七一	三六、一三九	一一	三一
三	七四、九六八	七三、七六九	二七、一七八	二七、一七八	四三、九〇三	二一、七三四	五二、一三四	九八	二九
四	六三、六二九	七四、七七七	二八、五四六	二八、五四六	四三、四七九	三三、四〇四	四一、二三五	一〇三	三五
五	五九、五五五	七五、八〇一	三〇、八五五	三〇、八五五	四〇、〇三一	二〇、三三〇	三九、二五五	一二七	三四
六	五三、五〇七	六七、六六九	二九、五六二	二九、五六二	三五、五六二	一七、九六四	三五、五四三	一二六	三四
七	五七、五二〇	六八、九九三	二七、五五三	二七、五五三	三八、六〇七	二〇、四八三	三六、八二七	一一〇	三六
八	五八、五九五	七二、一九七	二八、〇七八	二八、〇七八	三九、九二五	二〇、六九九	三七、九三六	一二三	三五
九	六一、二二六	八一、〇一一	三三、三九九	三三、三九九	四三、五〇六	二一、七〇八	三九、五〇七	一二六	三五
十	六四、九四四	八三、六一〇	三六、〇二九	三六、〇二九	四四、六九八	二三、五七九	四一、三六五	一二九	三六
十一	五九、八三三	八一、一八五	三八、四一九	三八、四一九	四五、九一七	二四、八七七	三一、九四六	一二六	四一
十二	六一、七三二	七九、〇〇六	二五、二三三	二五、二三三	五〇、五三〇	三五、二七七	二六、四九五	一三八	三七
合計	七二〇、五二二	八八二、四九一	三四八、七五六	三四八、七五六	四八九、〇八三	二六三、六六六	四四六、八五五	一	一
平均	六〇、〇四四	七三、五八一	二九、〇六三	二九、〇六三	四〇、七七七	二一、九七三	三八、〇七一	一一三	三六

第四部 統計表

五三五

第二表(其三) 職業紹介所業態別紹介数

	工、鑛業	土木建築	商業	農林業	水産業	通信運輸	戸内使用人	雑業	無希望	合計
求人	一九六、一七六	五九、六八四	一八〇、二八三	四、七九三	一、二六一	一三、九五二	一四一、二四七	一三三、一三七	—	七三〇、五三三
求職者数	三六、三三六	六三、九八四	一八五、八一七	五、〇九〇	一、二二七	三二、三五九	一四一、六〇二	一六〇、七二四	一三、四七二	八八三、四九一
就職者数	八六、八二八	二九、三〇五	五二、八三七	二、七〇五	八二六	五、九五六	四八、四七四	三六、七五五	—	二六三、六六六

第二表(其四) 俸給生活者職業紹介所紹介数月別表

昭和四年	月	求人人数							求職者数							紹介件数							就職者数							求職超過							求人人数に對する求職者割合(%)							求職者に對する就職者割合(%)															
		一	二	三	四	五	六	七	一	二	三	四	五	六	七	一	二	三	四	五	六	七	一	二	三	四	五	六	七	一	二	三	四	五	六	七	一	二	三	四	五	六	七	一	二	三	四	五	六	七									
一	月	二七四	三三六	四三六	五八二	四〇四	二三三	三三六	八五四	一、〇三三	六九八	一、八九七	一、八二二	一、〇三七	一、〇八四	一、〇三九	一、〇八四	三三二	四三三	六四三	七八一	六四七	三三七	五七六	一六〇	一九二	三三二	三九四	三三〇	一四九	二二二	五八〇	六七六	二七〇	一、三二五	一、四一九	一、〇七四	七〇八	三三三	三〇九	三九七	三三六	四五一	五六一	二八八	三三三	三〇九	三九七	三三六	四五一	五六一	二八八	一九	一九	四三	二二	二七	一九	二一
二	月	三三六	四三六	五八二	四〇四	二三三	三三六	三三六	一、〇三三	六九八	一、八九七	一、八二二	一、〇三七	一、〇八四	一、〇三九	一、〇八四	四三三	六四三	七八一	六四七	三三七	五七六	一四九	一九二	三三二	三九四	三三〇	一四九	二二二	五八〇	六七六	二七〇	一、三二五	一、四一九	一、〇七四	七〇八	三三三	三〇九	三九七	三三六	四五一	五六一	二八八	三三三	一九	四三	二二	二七	一九	二一	一九								
三	月	四三六	五八二	四〇四	二三三	三三六	三三六	三三六	六九八	一、八九七	一、八二二	一、〇三七	一、〇八四	一、〇三九	一、〇八四	一、〇三九	六四三	七八一	六四七	三三七	五七六	一四九	二二二	三三二	三九四	三三〇	一四九	二二二	五八〇	六七六	二七〇	一、三二五	一、四一九	一、〇七四	七〇八	三三三	三〇九	三九七	三三六	四五一	五六一	二八八	三三三	三〇九	四三	二二	二七	一九	二一	一九	一九								
四	月	五八二	四〇四	二三三	三三六	三三六	三三六	三三六	一、八九七	一、八二二	一、〇三七	一、〇八四	一、〇三九	一、〇八四	一、〇三九	一、〇八四	七八一	六四七	三三七	五七六	一四九	二二二	五八〇	三三二	三九四	三三〇	一四九	二二二	五八〇	六七六	一、三二五	一、四一九	一、〇七四	七〇八	三三三	三〇九	三九七	三三六	四五一	五六一	二八八	三三三	三〇九	三九七	二二	二七	一九	二一	一九	二一	一九								
五	月	四〇四	二三三	三三六	三三六	三三六	三三六	三三六	一、八二二	一、〇三七	一、〇八四	一、〇三九	一、〇八四	一、〇三九	一、〇八四	一、〇三九	六四七	三三七	五七六	一四九	二二二	五八〇	六七六	三三二	三九四	三三〇	一四九	二二二	五八〇	六七六	一、四一九	一、〇七四	七〇八	三三三	三〇九	三九七	三三六	四五一	五六一	二八八	三三三	三〇九	三九七	三三六	二七	一九	二一	一九	二一	一九	一九								
六	月	二三三	三三六	三三六	三三六	三三六	三三六	三三六	一、〇三七	一、〇八四	一、〇三九	一、〇八四	一、〇三九	一、〇八四	一、〇三九	一、〇八四	三三七	五七六	一四九	二二二	五八〇	六七六	三三二	三九四	三三〇	一四九	二二二	五八〇	六七六	一、〇七四	七〇八	三三三	三〇九	三九七	三三六	四五一	五六一	二八八	三三三	三〇九	三九七	三三六	四五一	二一	一九	二一	一九	二一	一九	一九									
七	月	三三六	三三六	三三六	三三六	三三六	三三六	三三六	一、〇三九	一、〇八四	一、〇三九	一、〇八四	一、〇三九	一、〇八四	一、〇三九	一、〇八四	五七六	一四九	二二二	五八〇	六七六	三三二	三九四	三三〇	一四九	二二二	五八〇	六七六	一、〇三九	一、〇八四	一、〇三九	一、〇八四	一、〇三九	一、〇八四	一、〇三九	一、〇七四	七〇八	三三三	三〇九	三九七	三三六	四五一	二八	二六	二一	一九	二一	一九	一九										
八	月	三三六	三三六	三三六	三三六	三三六	三三六	三三六	一、〇三九	一、〇八四	一、〇三九	一、〇八四	一、〇三九	一、〇八四	一、〇三九	一、〇八四	五七六	一四九	二二二	五八〇	六七六	三三二	三九四	三三〇	一四九	二二二	五八〇	六七六	一、〇三九	一、〇八四	一、〇三九	一、〇八四	一、〇三九	一、〇八四	一、〇三九	一、〇七四	七〇八	三三三	三〇九	三九七	三三六	四五一	二八	二六	二一	一九	二一	一九	一九										
九	月	五三六	三三六	三三六	三三六	三三六	三三六	三三六	二、〇〇九	一、〇三九	一、〇八四	一、〇三九	一、〇八四	一、〇三九	一、〇八四	一、〇三九	七二二	一六三	二二二	五八〇	六七六	三三二	三九四	三三〇	一四九	二二二	五八〇	六七六	一、〇三九	一、〇八四	一、〇三九	一、〇八四	一、〇三九	一、〇八四	一、〇三九	一、〇七四	七〇八	三三三	三〇九	三九七	三三六	四五一	二七	二六	二一	一九	二一	一九	一九										
十	月	五三六	三三六	三三六	三三六	三三六	三三六	三三六	一、七八五	一、〇三九	一、〇八四	一、〇三九	一、〇八四	一、〇三九	一、〇八四	一、〇三九	八九四	一六三	二二二	五八〇	六七六	三三二	三九四	三三〇	一四九	二二二	五八〇	六七六	一、〇三九	一、〇八四	一、〇三九	一、〇八四	一、〇三九	一、〇八四	一、〇三九	一、〇七四	七〇八	三三三	三〇九	三九七	三三六	四五一	二七	二六	二一	一九	二一	一九	一九										
十一	月	五三六	三三六	三三六	三三六	三三六	三三六	三三六	一、七八五	一、〇三九	一、〇八四	一、〇三九	一、〇八四	一、〇三九	一、〇八四	一、〇三九	八九四	一六三	二二二	五八〇	六七六	三三二	三九四	三三〇	一四九	二二二	五八〇	六七六	一、〇三九	一、〇八四	一、〇三九	一、〇八四	一、〇三九	一、〇八四	一、〇三九	一、〇七四	七〇八	三三三	三〇九	三九七	三三六	四五一	二七	二六	二一	一九	二一	一九	一九										
十二	月	六〇二	三三六	三三六	三三六	三三六	三三六	三三六	一、五二四	一、〇三九	一、〇八四	一、〇三九	一、〇八四	一、〇三九	一、〇八四	一、〇三九	六〇六	一六三	二二二	五八〇	六七六	三三二	三九四	三三〇	一四九	二二二	五八〇	六七六	一、〇三九	一、〇八四	一、〇三九	一、〇八四	一、〇三九	一、〇八四	一、〇三九	一、〇七四	七〇八	三三三	三〇九	三九七	三三六	四五一	二二	二六	二一	一九	二一	一九	一九										
計	平均	五、一九二	三、三六	三、三六	三、三六	三、三六	三、三六	三、三六	一六、六九〇	一、〇三九	一、〇八四	一、〇三九	一、〇八四	一、〇三九	一、〇八四	一、〇三九	七、〇七〇	一六三	二二二	五八〇	六七六	三三二	三九四	一、〇三九	一、〇八四	一、〇三九	一、〇八四	一、〇三九	一、〇八四	一、〇三九	一、〇七四	七〇八	三三三	三〇九	三九七	三三六	四五一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—								

第二表(其五) 日傭労働者職業紹介所紹介数月別表

昭和四年	求人数	求職者数	紹介件数	求職超過	求人数に對する求職者数	求職数に對する紹介者数
一 月	三三三、〇七六	三三五、七七五	三三三、三三三	五〇、六九七	一一五	八六
二 月	三三三、九八三	三九九、〇一一	三五二、八四六	四六、〇三八	一一三	八八
三 月	三七〇、三九七	四一四、七〇〇	三七〇、〇三五	四四、三〇三	一一三	八九
四 月	二二四、一九四	二四七、八三三	二二四、〇〇九	三三、六二八	一一六	八六
五 月	一九〇、三六六	三三三、〇〇一	一八九、九九五	三三、七三六	一一七	八五
六 月	一九〇、九五二	二一九、七五九	一九〇、五五七	二八、八〇八	一一五	八七
七 月	二〇三、一六一	三三〇、八四四	二〇三、五八七	二七、六八三	一一四	八八
八 月	二〇四、二八九	三三六、六四一	二〇四、〇五四	三三、三三三	一一六	八六
九 月	一七七、三四七	二二〇、〇四六	一七七、一七三	三三、六九九	一一八	八四
十 月	二〇六、三三三	二二六、八八〇	二〇五、九九七	三〇、五五八	一一五	八七
十一月	二二一、一七三	二六六、九五八	二二〇、七九六	三三、七八六	一一五	八八
十二月	三四九、〇三三	四一一、七九九	三四八、八五九	六三、七六四	一一八	八四
計	三、〇一五、一九五	三、四七三、三三七	三、〇一〇、二八〇	四四八、〇四三	—	—
月平均	二五二、二六六	二八九、四五六	二五〇、八五六	二八、一七〇	一一五	八七

第三表 住宅統計 (社會局調)

第三表(其一) 住宅組合統計 (昭和四年九月末現在)

組合數	組合員數	住宅建設費
北海道	六五	七九七
東京都	二二三	二、五五五
大阪	一三三	一、三九六
東京	五三八	五、三四四
北海	—	—
道	—	—
東	—	—
京	—	—
大	—	—
阪	—	—
計	—	—
組合數	—	—
組合員數	—	—
住宅建設費	—	—

神奈川	三五	二、三三一	四、三三三、一三〇	一八五	一、八七七	四、二五五、一九四
長崎	五五	四九四	一、二六四、三八八	三二	三七三	六七五、一〇〇
埼玉	三三	一九八	四〇四、一四〇	二六	二八七	五三五、四八四
千葉	四六	四九〇	七二六、八〇〇	二六	二二七	三六八、五〇〇
栃木	三一	三三四	六六二、七二〇	二二	二〇四	四四三、七〇〇
三重	四一	四八五	九〇六、〇一九	八五	九一三	一、六九三、二〇〇
静岡	五八	六二四	一、一四六、三四四	一八	一四三	二六三、二四〇
滋賀	三三	二〇〇	四三三、二四〇	六〇	五七九	八三九、二七六
長野	三三	四五九	一、〇〇三、〇八〇	三三	三九三	一、〇四九、八〇〇
福島	六一	六〇三	六七一、三七五	四六	四七七	七〇〇、六八〇
青森	二六	二五八	五二四、〇五二	一七	一八四	二九八、九三〇
秋田	一五	三九一	六三六、四五六	三〇	二七〇	五〇二、〇〇〇
石川	三五	三〇三	六四三、六〇〇	三〇	三三一	四六九、八三〇
鳥取	八	二九八	五八四、九二〇	二二	二七二	五九七、七〇〇
岡山	四	三三〇	七五四、一七〇	五〇	五三三	一、二七九、八五〇
山口	四三	五二六	八五三、六五八	一九	三二〇	五七七、二二〇
徳島	一〇	九八	三〇八、〇五三	六	八〇	二〇九、四〇〇
愛媛	四三	三六二	六五八、八八一	四三	三五一	五六七、一九〇
福岡	九四	九五五	二、一三三、一五〇	二二	二四九	五七〇、七〇〇
佐賀	一七	一七四	四七七、五三〇	二二	二九九	七二二、六六〇
宮崎	二九	三三三	五五四、三〇〇	二二	二九七	八八〇、四三〇
沖縄	一五	一三〇	二四六、六〇〇	一八	二九七	
計		二、八八八	六五、一九四、四七六			

備考 本表は昭和四年九月末日迄に組合設立許可報告の到達したるものを計上せり。

第三表(其二) 共同宿泊所調査表 (自昭和三年四月至同四年三月)

道	支	經營主體別個所數			宿泊延人員			一ヶ月平均 延人員	宿泊料
		公設	私設	計	四月—九月	十月—三月	計		
北海道		1	2	3	333人	546人	879人	無料一、十錢一	
東北		3	3	6	446,886	493,540	940,426	無料五、二十錢一十錢	
東京		1	1	2	8,022	10,318	18,340	二十錢一	
大阪		6	7	13	403,153	453,343	856,496	無料六、十錢一十五錢	
神奈川		4	4	8	153,403	147,110	300,513	平均八錢五厘	
兵庫		2	1	3	68,885	80,345	149,230	二十錢	
長崎		2	1	3	306	342	648	無料一、十五錢一	
新潟		1	1	2	106	81	187	無料	
埼玉		1	1	2	84	80	164	無料	
群馬		1	2	3	81	77	158	無料	
茨城		1	1	2	484	948	1,432	無料	
三重		1	1	2	221	163	384	無料	
愛知		1	5	6	35,300	35,784	71,084	無料	
静岡		2	1	3	3,711	2,750	6,461	無料一、十五錢一、十錢一	
山梨		1	1	2	5,524	3,720	9,244	無料	
滋賀		1	1	2	4	1	5	無料	
岐阜		1	2	3	5,566	3,176	8,742	無料	
長野		1	1	2	450	817	1,267	無料一、十錢一	
宮城		1	2	3	1,455	2,430	3,885	無料一、三十錢一二十錢	
福島		1	1	2	16	18	34	無料	

第四部 統計表

岩手	秋田	福島	石川	富山	鳥取	岡山	廣島	山梨	和歌山	愛媛	福岡	計
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6
553	459	971	171	289	233	495	934	4,458	26	111	6,100	11,566,328
368	536	1,258	55	166	190	475	9,825	5,657	33	182	6,164	1,358,407
920	985	2,399	326	455	423	970	19,299	8,075	38	295	13,264	2,424,635
7	83	185	18	37	55	80	1,594	673	5	24	1,033	110,108
無料	無料	二十錢	無料	無料	無料	無料	無料二、十五錢—十錢	無料二、十五錢—	七錢	無料一、十錢—	無料五、二十錢—	

備考 神奈川、長崎、岩手、和歌山縣は前年分を計上せり

第三表(其三) 借地借家調停件數月別表 (官報に據る)

昭和四年	月	受理總數		計	既濟			未濟
		舊受	新受		調	不調	其他	
一	月	759	739	1,498	564	14	70	648
二	月	850	875	1,725	718	26	89	833
三	月	893	960	1,853	809	33	133	964
四	月	888	888	1,776	688	21	28	837
五	月	929	898	1,827	792	33	28	951
計		759	739	1,498	564	14	70	648
計		850	875	1,725	718	26	89	833
計		893	960	1,853	809	33	133	964
計		888	888	1,776	688	21	28	837
計		929	898	1,827	792	33	28	951
計		759	739	1,498	564	14	70	648

高知	四	一	一	一	六	二〇七、〇七一	二二九、五七二	四四六、六四五	三二七、二二〇
福岡	一〇	一	一	一	一〇	九七三、七一九	一、〇六四、〇四六	二、〇三六、八三五	一六九、七三五
大分	一	一	一	一	二	一六四、〇七七	一六六、七九七	三三〇、八五〇	二七、五七一
佐賀	六	一	一	一	七	一三二、四七六	一三七、六九〇	二四九、一六六	二〇、七六四
熊本	五	一	一	一	五	二三五、三三〇	二四九、八二三	四八五、一四三	四〇、四三九
鹿兒島	一	一	一	一	二	一八三、五五五	一九三、五〇八	三七六、八五一	三一、四〇四
計	二三	三	三	三	三三	五五、五八四、五九一	三八、一四九、八三五	七三、七三四、四三六	六、一四四、五五六

備考 神奈川、長崎、千葉、岩手、山形縣は前年分を計上せり。

第五表 公益質屋貸付統計 (社會局調) 自昭和三年四月一日 至昭和四年三月三十一日

1. 職業別利用者數

上 半 期	六三、六九一	二三、三六三	二五、六二三	三〇、〇〇九	一四、六三一	五、八二七	二七、一八八	一九、五〇〇
下 半 期	八三、六九九	二九、三三一	三一、二六五	三六、六〇四	二〇、〇八一	八、〇五七	三五、二九七	二四六、一八三
計	一四七、三九〇	五三、五八三	五六、八八七	六六、六一三	三四、六七二	一三、八八四	六二、四八五	四三六、五三三

2. 質物の種類別口數

上 半 期	八、〇一九	一、九〇三	二五、三三三	二二九、二六七	七、九六二	二六二、四七五	一、五九四、九〇九・三五	一、〇九六、〇〇三・五〇
下 半 期	一〇、五〇四	二、七五一	三一、三〇五	二八五、四三九	一一、三二六	三〇四、二〇五	一、八三三、三六三・三五	一、五五二、七一九・三七
計	一八、五二三	四、六五四	五六、六三三	五〇四、七〇六	一九、一八八	六〇六、六七六	二、四二七、二七二・七〇	二、六四八、七二三・八〇

債 券 家具 裝身具 衣 類 其の他 計

本期間中に於ける貸付金額 平均額 現在貸付金額

貸付金額及一口平均

(昭和三年九月末現在) 一、〇九六、〇〇三・五〇

(昭和四年三月末現在) 一、五五二、七一九・三七

第六表 公設食堂統計

(自昭和三年四月至同四年三月)

道	府	縣	經營主體別			計	入堂延人員	一ヶ月平均入堂人員	一食料金			賣上高
			市	町	村				朝	晝	夜	
北	道		二	一	一	二	三六四、一六六	三〇、三四三	一〇	一五	一五	四八、五一
東	京		二	一	一	二	七、三七五、三七六	六四四、六四四	一〇	一五	一五	九八三、三八五
大	都		二	一	一	二	五〇九、六六六	四二、四六八	一三	一五	一五	七三、〇四五
神	奈		六	一	一	六	一、七二二、三四三	一四二、六九五	二二	一五	一五	二二九、六三三
兵	川		四	一	一	二	七七五、四四一	六四、六三〇	一〇	一〇	一五	一一八、二七三
長	庫		六	一	一	六	一、六一九、五五九	一三四、九六三	一五	一三	一五	二一〇、五五三
茨	崎		二	一	一	二	一六四、九四九	一三、七四五	一五	一五	一五	五〇、八二四
愛	域		一	一	一	一	六〇、二二三	五、〇一九	一〇	一五	一五	七、三二八
靜	知		三	二	一	五	五二九、三三八	四、一〇〇	一〇	一五	一五	七、〇七
長	岡		一	一	一	四	四〇一、七三三	三、三四七	一〇	一五	一五	五、四〇、四七
宮	野		一	一	一	二	三三、六八二	二、九七三	一三	一五	一七	五、五七九
岩	城		一	一	一	一	二八、二六〇	二、三四三	一〇	一五	一五	三、七六八
福	手		一	一	一	一	一四、五三二	一、三四三	一三	一五	一五	二、六四七
富	井		一	一	一	一	四、七〇〇	三、九五〇	一三	一五	一五	六、七九四
鳥	山		二	一	一	二	一七、二八三	一、四三三	一五	一五	一五	二、七、四六五
取	取		一	一	一	一	八、八四四	七、七	二〇	二〇	二〇	一、七六九

備考 神奈川、長崎、岩手、鳥取、廣島、大分縣は前年分を計上せり

第七表 公設浴場統計 (自昭和三年四月至四年三月)

道	支	經營主體別		入浴延人員		一ヶ月平均入浴延人員	入浴料
		市町村營	其他	四月—九月	十月—三月		
廣	島	1	1	1	5,110	106	49,904
和	歌山	2	1	2	2,066	11	32,659
福	岡	2	1	3	3,337	15	7,062
大	分	1	1	2	1,962	3	6,655
計	見	8	1	9	12,577	22	21,060
東	京	3	1	4	284,785	47,943	大人四錢、小人二錢
京	都	3	1	4	290,529	575,324	平均二錢
大	阪	9	1	10	492,819	977,396	平均二錢
神	奈川	1	1	2	638,134	1,323,055	平均三錢
兵	庫	4	20	24	673,921	1,093,337	大人四錢、小人二錢
長	崎	1	1	2	98,836	17,531	大人二錢—九厘 小人一錢—五厘
新	潟	1	8	9	114,000	339,048	無料
奈	良	3	1	4	1,988,333	4,068,522	無料
三	重	1	6	7	1,970,000	4,923	無料
靜	岡	2	6	8	2,719,331	7,476	平均二錢五厘
滋	賀	3	6	9	2,696,501	7,411,321	無料一、有料一錢五厘
		1	1	2	2,719,331	7,411,321	平均二錢
		1	1	2	1,572,245	2,719,331	平均二錢
		1	1	2	3,037,558	6,155,113	平均一錢五厘

岐	長	宮	福	岩	山	秋	石	富	鳥	岡	山	和	高	宮	沖	計
卓	野	城	島	手	形	田	川	山	取	山	口	山	知	崎	繩	
1	4	1	3	1	3	3	1	1	4	1	1	1	1	1	1	90
1	1	1	7	1	6	1	2	3	6	9	1	1	4	1	1	89
1	4	1	10	1	9	3	2	3	10	9	1	2	4	1	1	179
101,100	111,192	62,887	698,549	23,377	689,808	270,123	306,584	81,454	576,833	254,793	19,745	134,245	56,156	17,800	43,394	10,928,198
15,800	156,082	50,279	737,564	21,332	924,895	195,186	241,180	106,126	636,667	268,227	27,940	187,721	72,091	23,759	56,600	11,057,747
236,600	267,274	113,166	1,436,123	43,709	1,414,703	465,299	547,764	187,570	1,125,490	535,010	47,685	331,956	128,247	41,559	99,994	21,975,945
18,883	33,272	9,430	119,676	3,642	117,891	38,774	45,647	15,630	101,134	43,584	3,973	26,829	10,687	3,463	8,332	1,831,314
大人小人共一錢	平均三錢	大人小人共二錢	平均二錢五厘	大人三錢小人二錢	大人五錢小人三錢	無料一、有料平均二錢	大人三錢、無料六 小人一錢、無料六	無料一 有料平均一錢	無料三、有料平均一錢五厘	平均一錢五厘、無料四	平均二錢	平均一錢	平均二錢	平均三錢	平均三錢	

備考 一、神奈川、兵庫、長崎、岩手、山形、石川各縣は前年分を計上せり。
 一、入浴人員は入浴料に依り推計したるものなり。

第八表 少年審判所保護處分統計 (官報に據る)

第九表 圖書館府縣別 (昭和三年三月末)

備考	合計			刑罰に令法罰刑 にるあ虞ゝる			刑罰に令法罰刑 にたれ			(昭和四年中)	受理件数	審問不開始	訓戒	保護者引渡等	保護團體に委託	少年保護司觀察	感化院送致	矯正院送致	其他	計	其他	合計	未済
	計	女	男	計	女	男	計	女	男														
一、△印は他の處分を併科したるものにして外數なり。	一九、五九三	一、五七〇	一八、〇二三	九〇七	八四	八三三	一八、六六六	一、四八六	一七、一八〇	七、六五九	三、七五五	△三、七四一	△六八〇	△一、〇九四	△三七	△二〇八	△四、七五〇	二五	一一、七九九	五、四〇一			
二、保護處分中其他とあるは校長訓誡、書面誓約、病院送致又は委託を、終結にあつては檢事に送致及他の少年審判所に送致を含む。	八、三三五	五七三	七、七三二	一〇六	一三	九三	八、二一九	五六〇	七、六五九	△三、〇三〇	△二、七四一	△一、〇九四	△九六	△二〇八	△四、七五〇	二五	一一、七九九	五、四〇一					
	四、二〇六	三七五	三、八三一	一四	八	九六	四、〇九二	三五七	三、七三五	△三、〇三〇	△二、七四一	△一、〇九四	△九六	△二〇八	△四、七五〇	二五	一一、七九九	五、四〇一					
	△三、〇七四	△三八五	△二、七八九	△五四	△六一	△四八	△三、〇三〇	△二、七四一	△二、七四一	△六八〇	△一、〇九四	△九六	△二〇八	△四、七五〇	二五	一一、七九九	五、四〇一						
	△七八五	△八八	△七三七	△五九	△一〇	△四七	△七三八	△四八	△一〇	△一、〇九四	△九六	△二〇八	△四、七五〇	二五	一一、七九九	五、四〇一							
	△一、二二二	△九八	△一、一三三	△三二	△三	△三九	△一、一九〇	△九六	△一、〇九四	△三七	△二〇八	△四、七五〇	二五	一一、七九九	五、四〇一								
	△三八	△一	△三八	△二	△一	△二	△二七	△一	△二七	△三七	△二〇八	△四、七五〇	二五	一一、七九九	五、四〇一								
	△三三四	△一六	△三〇八	△三	△一	△三	△三三四	△一六	△三〇八	△三七	△二〇八	△四、七五〇	二五	一一、七九九	五、四〇一								
	△五、三三三	△四、六三六	△四、八七五	△一四三	△一八	△二〇	△五、一八四	△四、三九九	△四、七五〇	△三七	△二〇八	△四、七五〇	二五	一一、七九九	五、四〇一								
	二八	一	二七	二	一	二	二六	一	二五	二六	二〇	二六	二〇	二六	二〇	二六	二〇	二六	二〇				
	一三、九八九	九八三	一三、〇〇六	二四〇	三三	二〇七	一三、七四九	九五〇	一三、七九九	二五	二〇	二六	二〇	二六	二〇	二六	二〇	二六	二〇				
	六、六〇四	五八七	六、〇一七	六六七	五一	六一六	五、九七七	五三六	五、四〇一	二五	二〇	二六	二〇	二六	二〇	二六	二〇	二六	二〇				

道	館	圖書冊數	昭和二年度中 閱覽人員
北海道	一五	一〇六、六八七	二四一、一四〇
岩手	一九四	一一九、五四六	二〇三、三九〇
秋田	一六	一五二、五八四	三二四、八八一
福島	八八	一八四、〇四三	一三一、四〇四
栃木	二六	五三、二二〇	八三、五九六
埼玉	一九三	一九三、九五五	六五六、一七〇
東京	* 二七	* 五三四、五八八 四二四、九五六	* 二、三二五、九八七 四〇一、九四三
新東	二四七	四〇四、四八八	一、五五六、〇六七
石川	一七三	三二七、六九一	九三二、五三七
山梨	五	三八、四四三	四六、六三九
岐阜	五	六八、七四八	一五八、六八四
愛知	五	三六五、五四三	八六四、七九六
滋賀	二六	一三二、二二六	九三、九三七
大阪	一八	二六八、六三三	一、一三四、八四六
奈良	四三	一八〇、二〇一	一六七、〇五五
鳥取	五	七二、九二八	六七、三九五
岡山	九六	二四八、七二〇	六九三、八三八
山香	二五三	五二〇、九六五	一、〇二一、四五六
香川	一九九	一八六、〇九九	六〇九、四二一
高知	八九	一〇八、二〇〇	二八六、七五七
佐賀	一〇一	七四、八八六	二七二、六七七
熊本	一四一	一三九、一〇五	一、〇八七、一三七
青森	一四	一一〇、〇五七	三三六、二七九
森城	一四	二〇三、八三三	四二〇、四七三
宮山	二二	二三五、四九三	四〇三、五七八
茨城	七	一一九、九九四	二五七、九三九
群馬	一八二	二〇四、六四九	四九七、一五七
千葉	六九	一八七、四六五	三三二、二五六
神奈川	二八	六四、三〇四	二〇七、七六〇
富山	二八	一四四、四三三	三七六、九七五
福井	二〇	八八、五七八	一一五、七四〇
長野	二二	三三五、一九四	四五〇、五八一
靜岡	一八	一一四、二五八	三四三、九五二
三重	四	一一三、〇六七	一八一、〇一七
京都	八	一三三、五〇四	一四八、四三五
兵庫	四七	一九〇、九九一	四七三、〇四五
和歌山	二	二〇、二六一	九八、六四二
鳥根	五	一一一、五六五	九五、一一九
廣島	三四	二二〇、三六一	七二二、三〇五
德島	五	七三、五六四	一五八、八四六
愛媛	一〇	八〇、二一一	二二二、二〇二
福岡	三〇六	二四二、二八七	一、〇五五、六二九
長崎	八九	一一〇、九七六	六四五、八〇九
大分	三九	八七、九七〇	一三九、二七六

歌

奈

第四部 統計表

道	團體		計	正團員		計
	男	女		男	女	
北海道	一、四九九	五五四	二、〇三三	九三、六四四	四〇、二九七	一三三、九四一
青森	一七〇	一七〇	三四〇	三九、四〇四	一九、三三二	五八、六三六
岩手	二六四	二八八	五五二	四九、一五八	二六、八七四	七六、〇三二
宮城	二三〇	二五五	四八五	四〇、六六九	二四、〇七〇	六四、七三九
秋田	二五四	二二二	四七五	五三、〇四九	二九、〇七四	八二、一二三
山形	二四六	二五一	四九七	五〇、五七八	三一、六四〇	八二、二二八
福島	四三四	四三二	八六六	六〇、一三五	三七、四八八	九七、六三三
茨城	三八四	三七三	七五七	五三、四四三	三三、五〇七	八五、九四九
栃木	一九七	二四二	四三八	三六、三二六	二二、六一八	五九、九四四
群馬	二二七	二二六	四五三	四〇、〇四一	三三、五五九	七三、六〇〇
埼玉	四〇五	三八八	七九三	五五、五一五	四三、五七〇	一〇〇、〇八五

五四九

第十表 青年團府縣別 (昭和三年三月末現在)

種別	官立	公立	私立	總計	備考	鹿兒島	
						昭和元年度	大正十四年度
官立	一	—	—	四二四 <small>千册</small>	—	七、六三四 <small>千册</small>	二〇、九六四 <small>千人</small>
公立	—	二、九六二	—	四、九〇八	—	三、九〇四	二一、〇五九
私立	—	—	一、三四三	二、八五九	—	三、四〇四	一九、二〇九
總計	—	—	—	八、一八二、八七八	—	一六、九三七	一六、八八七

*印官立帝國圖書館

千	東	神	新	富	石	福	山	長	岐	靜	愛	三	滋	京	大	兵	奈	和	鳥	島	岡	廣	山
葉	京	川	湯	山	川	井	梨	野	阜	岡	知	重	賀	都	阪	庫	良	山	取	根	山	島	口
三五三	一九六	四〇六	四九三	二九三	三二九	一八七	二三四	九七八	三四九	三五五	三六二	三四七	二〇四	三九一	四七五	四三三	一五三	二六七	一九一	二八一	四四〇	四七五	二四〇
三七〇	一四九	二四八	二七〇	二九一	二八八	一八九	二二二	三六六	三七六	三四八	三〇一	三四六	二〇六	三三八	二二七	三三八	一一一	二一九	一九五	二八二	三六九	四九七	二五六
七三三	三四五	六五四	七六三	五八四	五二七	三七六	四三六	一、三六四	七二五	六八五	六六三	六九五	四一〇	七一九	六九〇	八二一	二六二	四八六	三八六	五六三	八〇九	九七二	四九六
五〇、二五九	一〇四、〇五七	八四、四八三	一一五、一九一	五五、八三七	三三、六七三	二七、〇六四	二八、一九〇	九〇、二五九	四五、五三七	七〇、六七〇	七六、九四二	五七、〇七八	二八、六四四	五〇、四〇九	一一一、〇七三	一一一、三七三	二七、四七四	三四、〇五八	一一、四八八	三四、八〇〇	六五、九九八	六五、八〇五	四〇、三〇六
三四、六六二	二九、二〇五	二四、三四三	三六、七〇七	八八、四七〇	二六、一五四	一六、五一三	二〇、六六四	四五、六二三	三五、五六八	三八、八〇六	四六、二六三	三六、六九七	二五、一一〇	二七、一九六	三三、二九一	五七、一八四	一四、〇七〇	三五、一七八	一一、九八〇	一八、四〇〇	三五、三四一	三四、六二六	三三、二二八
八四、九二一	一三三、二六二	一〇八、八二六	一五一、八九八	一四四、三〇七	五九、八〇七	四三、五七七	四八、八五四	一三五、八六二	八一、一〇五	一〇九、四七六	一二三、二〇五	九三、七七五	五三、七六四	七七、六〇五	一五四、三六三	一七八、五五六	四一、五四四	六九、二五六	三〇、四六八	五三、二〇〇	一〇一、三三九	一〇〇、四二九	六三、五三四

歌

奈

昭 和 元 年 度	備 考	團 體 は 年 度 内 三 月 三 十 一 日 現 在、	正 國 員 は 年 度 内 三 月 一 日 現 在、	計	一	二	三	四
德 島		一四一	九八	二五九	二六、二三三	一〇、四七六	三六、六九九	
香 川		一九六	一八四	三五〇	二九、八七六	一七、二五三	四七、一三八	
愛 媛		三三三	二九一	六二四	九四、五五八	六一、五三四	一五六、〇六二	
高 知		一九九	一九九	三九八	二六、一七六	三五、九一一	五三、〇八七	
福 岡		三四一	三四一	六八二	六六、一三二	四七、六六四	一一三、七九五	
佐 賀		一七九	一四一	三二〇	二七、七二一	一九、八四三	四七、五六四	
長 崎		三三四	一九五	五二九	四八、五三四	三三、八一四	七三、三四八	
熊 本		三四四	三三三	六七七	六三、四二七	三七、二八二	一〇〇、七〇九	
大 分		二七九	二六七	五四七	五五、六七二	二八、一五五	八三、八〇五	
宮 崎		一四七	九八	二四五	三三、三七五	一一、三四六	四四、七一九	
鹿 島	兒	一四四	二六九	四一三	七七、八五一	三九、五八四	一一七、四三五	
沖 繩		五五	五〇	一〇五	二七、七九五	一六、八五七	四四、六一三	
總 計		一五、二一〇	一三、六四七	二七、八五七	二、五九五、四二二	一、四七七、八六五	四、〇七三、二八五	
昭 和 元 年 度		—	—	二五、七六六	—	—	三、八二一、七三七	

